

第 1 回

山口県中部 1市4町 合併協議会

会議資料

日 時 平成16年9月11日(土) 16時~

会 場 宇部72アジススパホテル

会 議 資 料 目 次

山口県央部1市4町合併協議会委員名簿	1
--------------------	---

報告事項

報告第 1号	山口県央部1市4町合併協議会設置に至る経緯について	2
報告第 2号	山口県央部1市4町合併協議会規約及び協議書について	4
報告第 3号	山口県央部1市4町合併協議会幹事会規程について	11
報告第 4号	山口県央部1市4町合併協議会専門部会規程について	14
報告第 5号	山口県央部1市4町合併協議会事務局規程について	18
報告第 6号	山口県央部1市4町合併協議会財務規程について	22
報告第 7号	山口県央部1市4町合併協議会組織体制について	26

協議事項

協議第 1号	山口県央部1市4町合併協議会会議運営規程(案)について	29
協議第 2号	山口県央部1市4町合併協議会小委員会設置規程(案)について	32
協議第 3号	山口県央部1市4町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する 規程(案)について	34
協議第 4号	平成16年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画(案)について	36
協議第 5号	平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)について	38
協議第 6号	合併協定項目の調整方針(案)について	41
協議第 7号	合併協定項目について	42
協議第 8号	合併の方式について	47
協議第 9号	合併の期日について	49
協議第10号	新市の名称について	51
協議第11号	新市の事務所の位置について	53
協議第12号	財産及び公の施設の取扱いについて	57
協議第13号	地方税の取扱いについて	59
協議第14号	条例、規則等の取扱いについて	61
協議第15号	行政組織及び機構の取扱いについて	63
協議第16号	公共的団体等の取扱いについて	65
協議第17号	慣行の取扱いについて	67
協議第18号	各種事務事業(総務関係)の取扱いについて	69
協議第19号	各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについて	71
協議第20号	各種事務事業(消防防災事業)の取扱いについて	73
協議第21号	各種事務事業(都市計画事業)の取扱いについて	75
協議第22号	各種事務事業(建設事業)の取扱いについて	77
協議第23号	各種事務事業(下水道事業)の取扱いについて	79
協議第24号	各種事務事業(水道事業)の取扱いについて	81
協議第25号	各種事務事業(学校教育事業)の取扱いについて	83
協議第26号	各種事務事業(社会教育事業)の取扱いについて	85
協議第27号	新市建設計画について	87

協議第 28 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	89
協議第 29 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	96
協議第 30 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	100
協議第 31 号	地域審議会等の取扱いについて	102
協議第 32 号	特別職の職員の身分の取扱いについて	112
協議第 33 号	使用料、手数料等の取扱いについて	114
協議第 34 号	補助金、交付金等の取扱いについて	120
協議第 35 号	町名・字名の取扱いについて	125
協議第 36 号	国民健康保険事業の取扱いについて	127
協議第 37 号	介護保険事業の取扱いについて	129
協議第 38 号	各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて	131
協議第 39 号	各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて	133
協議第 40 号	各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて	137
協議第 41 号	各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて	141
協議第 42 号	各種事務事業（その他の社会福祉事業）の取扱いについて	143
協議第 43 号	各種事務事業（保健・医療事業）の取扱いについて	145
協議第 44 号	各種事務事業（生活環境事業）の取扱いについて	147
協議第 45 号	各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて	149
協議第 46 号	各種事務事業（商工・観光事業）の取扱いについて	151
協議第 47 号	各種事務事業（コミュニティ施策）の取扱いについて	153
協議第 48 号	各種事務事業（その他事業）の取扱いについて	155

その他

協議会スケジュール	157
-----------	-----

付属資料

調整方針案の総括比較表	資料 1
協議資料（協議第 12～13、15～26号）	資料 2
議会議員の定数及び任期の取扱い	資料 3
調整方針案の総括比較表（2）	資料 4
協議資料（協議第 30、32～37号）	資料 5
協議資料（協議第 38～48号）	資料 6

山口県央部1市4町合併協議会 委員名簿

職名	委員区分	職又は選出市町	氏名	備考
会長		山口市長	合 志 栄 一	
副会長		阿知須町長	飯 田 宏 史	
		小郡町長	岩 城 精 二	
		秋穂町長	藤 生 通 陽	
		徳地町長	伊 藤 青 波	
委員	1号委員 (助役)	山口市助役	渡 辺 純 忠	
		小郡町助役	篠 原 宣 行	
		秋穂町助役	緒 方 甫	
		阿知須町助役	岡 村 久 寿 男	
		徳地町助役	三 戸 基 文	
	2号委員 (議長及び副議長)	山口市議会議長	武 田 寿 生	
		小郡町議会議長	河 村 秀 夫	
		秋穂町議会議長	三 好 溥 眞	
		阿知須町議会議長	武 永 輝 男	
		徳地町議会議長	吉 松 米 雄	
		山口市議会副議長	梶 本 孟 生	
		小郡町議会副議長	重 田 勝 利	
		秋穂町議会副議長	山 本 武 義	
		阿知須町議会副議長	山 田 好 男	
		徳地町議会副議長	井 上 一 雄	
	3号委員 (議会選出者)	山口市議会議員	氏 永 東 光	
		小郡町議会議員	澤 田 正 之	
		秋穂町議会議員	原 田 欣 知	
		阿知須町議会議員	本 永 勝 昭	
		徳地町議会議員	中 川 啓 三	
	4号委員 (学識経験者)	山 口 市	山 本 繁 正	
			中 野 勉	
			岡 部 達 矢	
		小 郡 町	山 口 富 美 子	
			國 安 克 行	
			塩 見 侃 三	
			重 田 強 子	
			石 田 光 一 郎	
		秋 穂 町	渡 邊 公 智	
			松 本 悟 朗	
			牧 徹	
			福 江 香 代 子	
阿 知 須 町		林 國 雄		
		高 野 義 一		
		村 田 康 子		
徳 地 町		江 本 芳 子		
		藤 田 義 正		
		下 田 與 志 雄		
		藤 井 喜 與 子		
県 職 員		千 々 松 正 直		
		岡 田 実		
		櫻 部 裕 人 佳		
		棟 久 和		
監査委員	小郡町代表監査委員	山 本 修 三		
	秋穂町代表監査委員	田 中 義 明		
	徳地町代表監査委員	宮 内 清 次		

報告第1号

山口県中部1市4町合併協議会設置に至る経緯について

山口県中部1市4町合併協議会設置に至る経緯について、別紙のとおり報告する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県中部 1 市 4 町合併協議会の設置に至る経緯

月 日	経 過 内 容
6月9日	山口市、小郡町、秋穂町及び阿知須町での 1 市 3 町による『山口県中部 1 市 3 町合併調査研究会』を設置
7月15日 16日	山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町議会で、1 市 3 町の法定合併協議会設置議案を可決
7月20日	『山口県中部 1 市 3 町合併協議会』を設置
8月3日	徳地町長が山口県中部 1 市 3 町合併協議会会長、1 市 3 町首長に合併協議への参加を申し入れる
8月19日	山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町議会で、1 市 4 町の法定合併協議会設置議案を可決
8月23日	『山口県中部 1 市 4 町合併協議会』を設置し、県知事に届出

報告第2号

山口県中部1市4町合併協議会規約及び協議書について

山口県中部1市4町合併協議会規約及び協議書について、別紙のとおり報告する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約

(協議会の設置)

第 1 条 山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町（以下「1 市 4 町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第 2 条 協議会は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1 市 4 町の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第 5 条の規定に基づく建設計画の作成
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、1 市 4 町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、山口市白石 1 丁目 2 番 7 号に置く。

(組織)

第 5 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は、1 市 4 町の長が協議して定める。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長及び副会長は、1 市 4 町の長が協議し、次条第 1 項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第 7 条 委員は、次に掲げる者（前条第 1 項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 1 市 4 町の長及び助役
- (2) 1 市 4 町の議会の議長及び副議長
- (3) 1 市 4 町の議会の議員のうちからそれぞれ 1 市 4 町の議会が選出した者
- (4) 1 市 4 町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちから、あらかじめ1市4町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、1市4町の長が協議して定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、1市4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、1市4町の長が協議して定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、1市4町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、1市4町の監査委員のうちから、1市4町の長が協議して定めた者3名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市4町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮って定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成16年8月23日から施行する。

山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約に関する協議書

山口市長、小郡町長、秋穂町長、阿知須町長及び徳地町長（以下「1 市 4 町の長」という。）は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する 1 市 4 町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第 1 協議して定めた事項

- 1 規約第 5 条第 2 項に規定する委員の定数について
委員の定数は、43 人とする。
- 2 規約第 6 条第 1 項に規定する会長及び副会長について
会長は、山口市長をもって充てる。
副会長は、小郡町長、秋穂町長、阿知須町長及び徳地町長をもって充てる。
- 3 規約第 7 条第 1 項第 4 号に規定する委員について
委員は、各市町からそれぞれ 4 人、山口県職員は 3 人とする。
- 4 規約第 8 条第 2 項に規定する会長の職務の代理について
会長の職務を代理する者は、阿知須町長をもって充てる。
- 5 規約第 12 条第 3 項に規定する幹事会及び専門部会について
幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項について、次のとおり定める。
 - ・山口県央部 1 市 4 町合併協議会幹事会規程
 - ・山口県央部 1 市 4 町合併協議会専門部会規程

- 6 規約第13条第3項に規定する事務局について
事務局の組織、運営その他必要な事項について、次のとおり定める。
・ 山口県央部1市4町合併協議会事務局規程
- 7 規約第15条第1項に規定する監査委員の選任について
小郡町、秋穂町及び徳地町の代表監査委員に委嘱する。
- 8 規約第16条に規定する財務に関する事項について
財務に関し必要な事項について、次のとおり定める。
・ 山口県央部1市4町合併協議会財務規程

第2 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第3 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、1市4町の長が協議して定めるものとする。

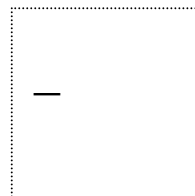
第4 協議書の発効日

この協議書は、平成16年8月23日から発効する。

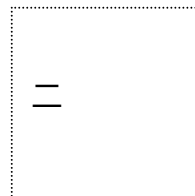
この協議の成立を証するため、本書5通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年8月23日

山口市長 合 志 栄 一



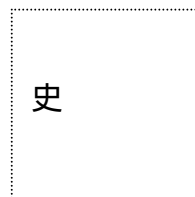
小郡町長 岩 城 精 二



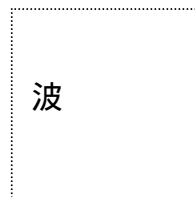
秋穂町長 藤 生 通 陽



阿知須町長 飯 田 宏 史



徳地町長 伊 藤 青 波



報告第3号

山口県中部1市4町合併協議会幹事会規程について

山口県中部1市4町合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県央部 1 市 4 町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、山口県央部 1 市 4 町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会会長(以下「会長」という。)

の指示を受け、山口県央部 1 市 4 町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第 3 条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第 4 条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第 5 条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を総理し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第 6 条 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第 7 条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 幹事会の庶務は、規約第 1 3 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 8 月 2 3 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	
山 口 市	総 務 部 長	総 合 政 策 部 長
小 郡 町	総 務 部 長	ま ち づ くり 推 進 課 長
秋 穂 町	総 務 課 長	企 画 課 長
阿 知 須 町	総 務 課 長	企 画 課 長
徳 地 町	総 務 課 長	企 画 財 政 課 長

報告第4号

山口県中部1市4町合併協議会専門部会規程について

山口県中部1市4町合併協議会専門部会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県央部 1 市 4 町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、山口県央部 1 市 4 町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第 3 条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第 3 条 専門部会は、総務部会、企画部会、財務部会、住民部会、環境部会、福祉部会、経済部会、建設部会、議会部会、教育部会及び水道部会の 1 1 部会とし、別表に掲げる山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町等の担当部課長等の職員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第 4 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

(役員職務)

第 5 条 部会長は、専門部会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第 7 条 専門部会の下に必要なに応じて分科会を設置することができる。

2 分科会は、その所掌事務について、調査研究するものとする。

(報告)

第 8 条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町担当部課等において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年8月23日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	一部事務組合
総務部会	総務部	総務部	総務課	総務課	総務課	山口地域消防組合
	総合政策部	総務課	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	企画財政課	
	総務課	選挙管理委員会事務局	監査事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	
	職員課	監査委員事務局			監査委員事務局	
	企画経営課					
	選挙管理委員会事務局					
	監査委員事務局					
企画部会	公平委員会事務所					
	総務部	総務部	総務課	総務課	総務課	山口・防府地区広域事務組合
	総合政策部	都市整備部	企画課	企画課	企画財政課	
	市民部	総務課	社会教育課	産業振興課		
	都市整備部	まちづくり推進課				
	総務課	財務課				
	情報管理課	経済課				
財務部会	企画経営課					
	財政課					
	人権推進課					
	都市計画課					
	総務部	総務部	総務課	総務課	税務課	
	総合政策部	総務課	税務課	税務課	企画財政課	
	監理課	財務課	建設課	建設課	建設課	
住民部会	財務管理課	税務課	会計課	出納室	林務耕地課	
	課税課	会計室			出納室	
	収納課					
	企画経営課					
	財政課					
	出納室					
	総合政策部	総務部	総務課	総務課	総務課	
環境部会	市民部	住民生活部	税務課	企画課	税務課	
	健康福祉部	都市整備部	企画課	住民課	町民課	
	広報広聴課	総務課	町民課		町民課	
	地域生活課	まちづくり推進課			経済課	
	市民課	町民課			健康福祉課	
	保険年金課	経済課				
	市民部	住民生活部	町民課	生活環境課	町民課	山口県中部環境施設組合
福祉部会	環境部	町民課	建設課			
	市民課	環境衛生課				
	環境保全課					
	清掃事務所					
	下水道管理課					
	健康福祉部	住民生活部	健康福祉課	健康福祉課	町民課	養護老人ホーム秋楽園組合
	健康福祉課	健康福祉課			健康福祉課	
経済部会	社会課	高齢生活課			社会教育課	
	高齢障害課					
	介護保険課					
	児童家庭課					
	健康増進課					
	経済部	総務部	企画課	産業振興課	企画財政課	
	観光課	都市整備部	税務課	建設課	建設課	
建設部会	商工振興課	税務課	建設課	農業委員会事務局	町民課	
	農業振興課	経済課	農林水産課		経済課	
	農業整備課	農業委員会事務局	農業委員会事務局		林務耕地課	
	林務水産課				農業委員会事務局	
	農業委員会事務局					
	環境部	都市整備部	企画課	生活環境課	企画財政課	
	都市整備部	建設課	建設課	建設課	町民課	
議会部会	下水道管理課	都市開発課			建設課	
	下水道建設課	下水道課				
	都市計画課					
	土木課					
	法定外公共物課					
	区画整理課					
	建築課					
開発指導課						
市議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
教育部会	総合政策部	教育総務課	教育総務課	(教委)総務課	総務学校教育課	
	教育委員会事務局	社会教育課	社会教育課	生涯学習課	社会教育課	
	文化振興課		大海総合センター			
	教育総務課					
	学校教育課					
	生涯学習課					
	文化財保護課					
水道部会	体育課					
	環境部	都市整備部	町民課	生活環境課	町民課	山口市秋穂町水道企業団
	環境保全課	水道課				山口・小郡地域広域水道企業団
	水道局水道総務課					
水道局工務課						

報告第5号

山口県中部1市4町合併協議会事務局規程について

山口県中部1市4町合併協議会事務局規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県央部 1 市 4 町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県央部 1 市 4 町合併協議会規約第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、山口県央部 1 市 4 町合併協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 山口県央部 1 市 4 町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、事務局次長、課長及びその他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

3 第 1 項に規定する事務局の職員（以下「職員」という。）は、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第 4 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 課長は、課内の連絡調整を図り、分掌事務を総括管理し、所属する職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第 5 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) その他特に重要であると判断される事項

(専決事項)

第 6 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに旅行命令に関する
こと。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(職員の服務)

第 7 条 職員の服務及び勤務時間、その他の勤務条件については、それぞれの
職員の属する市町の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに
休憩時間及び休息時間については、会長の属する市町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第 8 条 職員の給与等については、それぞれが所属する市町が支給するものと
する。

- 2 職員の出張旅費については、会長の属する市町の例により、協議会が支給
するものとする。

(公印の取扱い)

第 9 条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び数量は、別表
第 2 のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理については、事務局長が行う。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が
別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 23 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課 名	分 掌 事 務
総 務 課	(1) 協議会・幹事会の会議に関する事 (2) 関係市町との連絡調整に関する事 (3) 合併に係る広報広聴に関する事 (4) 合併に係る資料の編纂に関する事 (5) 庶務及び会計に関する事 (6) 合併の諸手続きに関する事 (7) 条例、規則の取扱いに関する事 (8) 電算処理の取扱いに関する事
計画調整課	(1) 新市建設計画に関する事 (2) 財政計画に関する事 (3) 合併協定項目の調整に関する事 (4) 専門部会・分科会に関する事

別表第2（第9条関係）

名 称	ひ な 形	寸 法	書 体	用 途	数 量																				
山口県央部 1市4町 合併協議会 会長印	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>山</td> <td>一</td> <td>合</td> <td>会</td> </tr> <tr> <td>口</td> <td>市</td> <td>併</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>四</td> <td>協</td> <td>之</td> </tr> <tr> <td>央</td> <td>町</td> <td>議</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>会</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	山	一	合	会	口	市	併	長	県	四	協	之	央	町	議	印	部	会			方24	てん書	会長名 をもつ てする 文書	1
山	一	合	会																						
口	市	併	長																						
県	四	協	之																						
央	町	議	印																						
部	会																								

報告第6号

山口県中部1市4町合併協議会財務規程について

山口県中部1市4町合併協議会財務規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県中部 1 市 4 町合併協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約第 16 条の規定に基づき、山口県中部 1 市 4 町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町(以下「1 市 4 町」という。)の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに 1 市 4 町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第 3 項の規定を準用する。

(歳入歳出予算科目の区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 又は別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(歳出予算の流用及び充用)

第 5 条 歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 7 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の指示を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市町の例による。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを1市4町の長に送付しなければならない。

(契約)

第10条 協議会の契約の方法及び内容は、会長の属する市町の例による。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年8月23日から施行する。

(平成16年度予算の特例)

2 平成16年度予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、協議会の設置後最初に開催される協議会の会議を経るものとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 雑入	1 雑入
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議運営費
		2 事務局運営費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別紙

山口県央部 1 市 4 町合併協議会の現金預入金融機関について

山口県央部 1 市 4 町合併協議会財務規程第 6 条第 2 項に規定する現金預入金融機関については、下記のとおりとする。

記

山口銀行山口支店

以上

会長が命じる協議会出納員について

山口県央部 1 市 4 町合併協議会財務規程第 7 条第 1 項に規定する出納員は、下記の者に命ずる。

記

山口県央部 1 市 4 町合併協議会事務局総務課長

以上

出納管理を行うその他必要な簿冊について

出納の管理を行うその他必要な簿冊は、備品台帳のほか必要に応じて事務局で定める。

以上

報告第7号

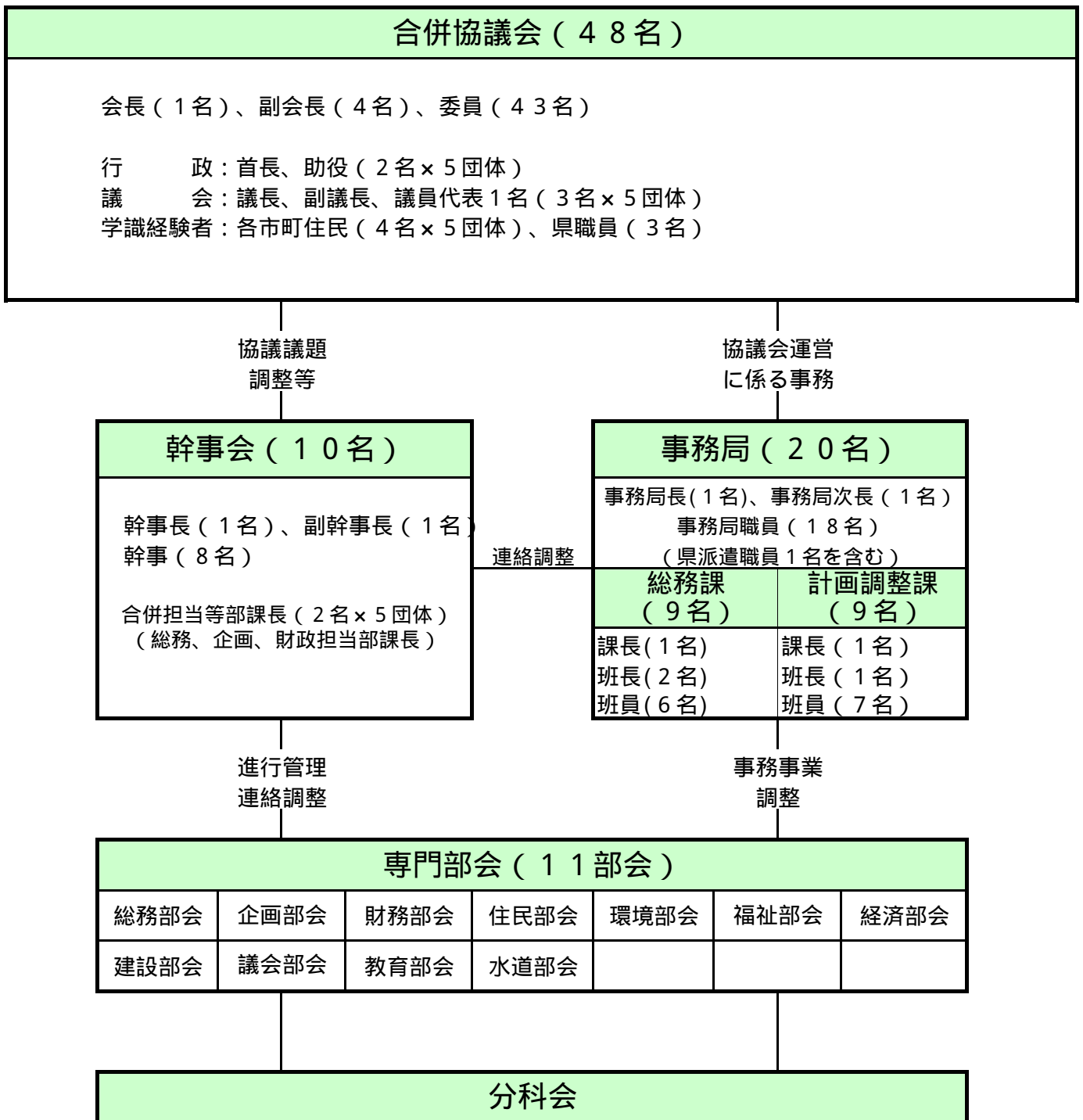
山口県中部1市4町合併協議会組織体制について

山口県中部1市4町合併協議会組織体制について、別紙のとおり報告する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県中部1市4町合併協議会組織体制



[MEMO]

協議第1号

山口県中部1市4町合併協議会会議運営規程（案）について

山口県中部1市4町合併協議会会議運営規程（案）について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県中部 1 市 4 町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、山口県中部 1 市 4 町合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数以上の同意があったときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第 3 条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第 4 条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（議事の進行）

第 5 条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛同をもって決定するものとする。

（傍聴）

第 6 条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録の調製）

第 7 条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び会場
- (2) 会議への出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の全文
- (4) その他議長が必要と認めた事項

（会議録署名委員）

第 8 条 会議録には、会議録署名委員 2 名が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

（会議録等の公開）

第 9 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月11日から施行する。

協議第2号

山口県中部1市4町合併協議会小委員会設置規程（案）について

山口県中部1市4町合併協議会小委員会設置規程（案）について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

山口県中部1市4町合併協議会小委員会設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、山口県中部1市4町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、山口県中部1市4町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、山口県中部1市4町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査、審議等するものとする。

（委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

2 前項の委員のほか、必要に応じて協議会の委員等以外の者を小委員会の委員に加えることができる。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

（会議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（関係者等の出席）

第6条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月11日から施行する。

協議第3号

山口県央部1市4町合併協議会委員等の報酬
及び費用弁償に関する規程（案）について

山口県央部1市4町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）に
ついて、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県央部1市4町合併協議会
会長 合志栄一

山口県中部 1 市 4 町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に
関する規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約第 17 条第 2 項の規定に基づき、山口県中部 1 市 4 町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第 2 条 協議会委員等の報酬は、日額 6,200 円とする。ただし、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町（以下「1 市 4 町」という。）の長及び助役、その他の常勤職員については、これを支給しない。

（費用弁償の額）

第 3 条 協議会委員等が会議等に出席したときの費用弁償は、日額 1,500 円とする。ただし、1 市 4 町の長及び助役、その他の常勤職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する市町の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

（委任）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 山口県中部 1 市 4 町合併協議会小委員会設置規程第 3 条第 2 項に規定する委員については、この規程を準用する。

協議第4号

平成16年度山口県中部1市4町合併協議会事業計画（案）について

平成16年度山口県中部1市4町合併協議会事業計画（案）について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

平成16年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画（案）

1 事業内容

(1) 会議の開催

協議会等の開催

- ・ 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

開催日 毎月第2木曜日及び最終木曜日

会議時間 午後2時～

幹事会の開催

- ・ 協議会前に、協議会提案事項について協議、調整を行う。

専門部会・分科会の開催

- ・ 事務事業の一元化にあたって、事業や制度の比較検討を行い、課題や問題点を抽出、整理し、協議会に提出する調整案を策定する。

(2) 情報提供及び広報啓発活動の実施

協議会だよりの発行

- ・ 合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供することとし、全世帯（約75,000世帯）に配布する。年間4回発行予定。

協議会ホームページの開設、更新

- ・ 合併協議会での協議内容や議事録、会議資料等を公表するとともに、協議会傍聴案内等も行う。なお、合併に関する意見収集も併せて実施する。

新市建設計画（概要版）の作成

- ・ 新市建設計画の概要版を作成し、住民の理解を深める。

合併啓発ビデオの作製

- ・ 新市のまちづくりや新市建設計画等の啓発用又は説明会等で使用するビデオ等を作製する。

(3) 調査研究事業

電算システム調査

- ・ 電算システムの統合について、システム及びプログラムの調整に向けた調査を行う。

条例規則の調査研究

- ・ 各市町の例規の比較検討を行う。

協議第5号

平成16年度山口県中部1市4町合併協議会予算(案)について

平成16年度山口県中部1市4町合併協議会予算(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)

【歳入】

(千円)

科目			本年度	前年度	比較	節		説明
款	項	目				区分	金額	
1	負担金		27,540	0	27,540			
	1	負担金	27,540	0	27,540			
		1	27,540	0	27,540	1	27,540	構成団体負担金
2	諸収入		1	0	1			
	1	諸収入	1	0	1			
		1	1	0	1	1	1	預金利子
歳入合計			27,541	0	27,541			

【歳出】

(千円)

科目			本年度	前年度	比較	節		説明
款	項	目				区分	金額	
1	総務費		7,726	0	7,726			
	1	総務管理費	7,726	0	7,726			
		1	2,029	0	2,029	1	1,079	委員報酬
						9	261	費用弁償
						11	99	会議用等飲物関係
						12	35	会議資料送付郵便料
						13	338	議事録作成等委託
						14	217	協議会等会場借上
		2	5,697	0	5,697	9	84	事務局職員、事務折衝旅費
						11	1,274	事務消耗品、光熱水費
						12	401	電話、郵便料ほか
						14	2,276	コピー機リース、事務室借上料ほか
						18	30	書籍購入費
						19	1,632	管理職手当、臨時職員給与負担金
2	事業費		18,815	0	18,815			
	1	事業推進費	18,815	0	18,815			
		1	18,815	0	18,815	11	7,756	協議会だより印刷、新市まちづくり計画印刷ほか
						12	38	レンタルサーバー利用料、振込手数料
						13	11,021	ホームページ運用管理委託、例規調査委託、電算調査委託ほか
3	予備費		1,000	0	1,000			
	1	予備費	1,000	0	1,000			
		1	1,000	0	1,000		1,000	
歳出合計			27,541	0	27,541			

平成16年度山口県中部1市4町合併協議会負担金内訳表(案)

市町村名	H12国調人口	(端数四捨五入)	(端数四捨五入)	(端数処理せず)	(千円)
		均等割(1/3)	人口割(2/3)	負担金合計	負担金調整 (端数四捨五入)
山口市	140,447	1,836	13,666	15,501.62	15,502
小郡町	23,107	1,836	2,248	4,084.33	4,084
秋穂町	7,941	1,836	773	2,608.67	2,609
阿知須町	8,823	1,836	858	2,694.49	2,694
徳地町	8,375	1,836	815	2,650.90	2,651
合計	188,693	9,180	18,360	27,540.00	27,540

協議第6号

合併協定項目の調整方針（案）について

合併協定項目調整方針（案）について、次のとおり提出する。

山口県中部合併協議会又は山口県中部1市3町合併協議会における調整方針を尊重し、その確認済の調整項目については、引き継ぐことを基本とする。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協議第7号

合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

合併協定項目

項 目		説 明
基本的協定項目		
1	合併の方式	「新設合併」「編入合併」の方式の選択
2	合併の期日	合併期日についての協議
3	新市の名称	「新設合併」の場合、新たな名称を制定
4	新市の事務所の位置	新市の市役所の位置についての協議
5	財産及び公の施設の取扱い	土地・建物・債権・債務等についての取扱い
合併特例法に規定されている協定項目		
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び在任期間等の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会委員の定数及び在任期間等の取扱い
8	地方税の取扱い	地方税の賦課等及び不均一課税の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い	職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件等の取扱い
10	地域審議会等の取扱い	地域審議会、地域自治区及び合併特例区の設置についての取扱い
その他必要な協定項目		
11	特別職の職員の身分の取扱い	三役及び各種委員会等の特別職の取扱い
12	条例、規則等の取扱い	新市の条例・規則の整備
13	行政組織及び機構の取扱い	新市の行政組織、機構の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合の取扱い、公社・事業団等の取扱い
15	使用料、手数料等の取扱い	交付・証明手数料及び施設の使用料等の取扱い
16	公共的団体等の取扱い	関係市町の区域内にある産業経済団体、文化事業団体等で公共活動を営むすべての団体における統合整備の取扱い
17	補助金、交付金等の取扱い	団体運営補助金、事業補助金の取扱い
18	町名・字名の取扱い	町・字名の区域や名称についての設定・変更等の取扱い
19	慣行の取扱い	市章、市の花・木、市民憲章等の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険料(税)の賦課方式、保険料(税)率、納期及び保険給付の内容の取扱い
21	介護保険事業の取扱い	介護保険料や納期等の取扱い
22	各種事務事業の取扱い 詳細は次ページ	あらゆる分野の住民負担や行政サービスなどの取扱い
23	新市建設計画	新市建設計画の策定

「2.2 各種事務事業の取扱い」の項目

事業		説明
(1)	総務関係	国際交流、情報公開等
(2)	電算システム事業	電算システムの統合、構築
(3)	広報広聴事業	広報広聴一般
(4)	消防防災事業	常備消防、消防団等
(5)	高齢者福祉事業	高齢者福祉
(6)	障害者福祉事業	障害者福祉
(7)	児童福祉事業	児童福祉
(8)	その他の社会福祉事業	民生児童委員、生活保護等
(9)	保健・医療事業	保健、健康づくり、医療
(10)	生活環境事業	廃棄物処理、火葬場及び墓地等
(11)	農林水産事業	農業、畜産業、林業、水産業
(12)	商工・観光事業	商工業、観光、労働対策等
(13)	都市計画事業	開発指導、都市計画、公園等
(14)	建設事業	道路、河川、住宅等
(15)	下水道事業	下水道
(16)	水道事業	上水道
(17)	学校教育事業	幼稚園・小学校・中学校、学校給食等
(18)	社会教育事業	生涯学習、文化、社会体育等
(19)	コミュニティ施策	自治会・コミュニティ
(20)	その他事業	その他の事業（交通安全、公共交通等）

事務事業一元化の基本的な考え方

事務事業の一元化にあたっては、以下の基本的な考え方のもとに調整案を策定することとする。

1 新市の速やかな一体性の確保に努めること

各種証明書の発行や申請の手続き、福祉サービスの利用、各種施設の利用など住民生活に係る事項は、住民生活に混乱を来さないよう、速やかな一体性の確保に努めるものとする。

2 住民サービス及び住民福祉の向上に努めること

1市4町で実施している各種サービスについて、その内容に差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないことを原則として調整に努めることとする。

3 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努めること

住民が直接負担するもの(地方税や各種使用料・手数料)については、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう配慮し、調整に努めるものとする。

4 新市における健全財政の確保に努めること

財源の確保に努めるとともに、効率的な財政運営を心がけ、多様化・高度化する行政需要に対応できる財政運営に努めるものとする。

5 行政改革の観点から事務事業の見直しに努めること

最少の経費で最大の効果をあげることを基本とした行政改革を推進し、事務事業の見直しに努めるものとする。

6 新市移行期において、サービス、負担の急激な変化を避けるよう、激変緩和措置等について十分な配慮を行うこと

一元化することにより住民生活に大きな影響を与えることが予測されるものについては、必要な場合、激変緩和措置などについて検討するものとする。

事務事業の調整方針

事務事業の調整方針は、概ね次の分類のいずれかによることとする。

1 現行のまま新市に引き継ぐ

1市4町で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項。

2 ()市・町の例により調整する

1市4町間で相違があるが、いずれかの市町の例にならい調整し、新市発足の日から施行する事項。

3 新たに制度等を創設する

1市4町間で相違があるが、まったく新しく制度化し、新市発足の日から施行する事項。

4 新市移行後、速やかに調整する

1市4町間で相違があるが、新市発足の日から施行するよりも、新市において、新市の状況を見ながらできるだけ速やかに調整する事項。

5 新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する

1市4町間で相違があり、新市発足の日から当分の間は、旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項。

6 廃止の方向で検討する

社会情勢の変化等により制度の必要性がなくなり、廃止することが適当な事項。

新市発足の日の前日までに廃止する事項と、新市発足の日から当分の間は旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項が考えられる。

また、廃止する理由を明確に示す必要がある。

協議第 8 号

合併の方式について

合併協定項目 1 「合併の方式」について、次のとおり提出する。

山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 1 6 年 9 月 1 1 日提出

山口県中部 1 市 4 町合併協議会
会 長 合 志 栄 一

参 考 資 料

新設合併と編入合併の比較

		新 設 合 併 (A 市 と B 町 が 新 設 合 併 の 場 合)	編 入 合 併 (B 町 を A 市 が 編 入 し た 場 合)
法人格		新たに法人格が発生	A市の法人格が継続
名称		新たに制定	A市の名称とすることが多い
事務所位置		新たに制定	通常はA市の事務所の位置
市町村長		A市長、B町長 失職	A市長 変わらず B町長 失職
議会議員	原則	A市議、B町議 失職 新市の法定数により設置選挙実施	A市議 在任 B町議 失職 著しい人口増の場合、増員選挙実施
	特例	定数特例 設置選挙において、新市の法定数の2倍までの定数とすることができる。 在任特例 A市議、B町議とも、最長2年間在任できる。	定数特例 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数。 在任特例等 B町議は、A市議の残任期間だけ在任できる。また、最初の一般選挙において、編入合併の特例定数を採れる。
農業委員	原則	A市委員、B町委員 失職	A市委員 在任 B町委員 失職
	特例	新市の委員のうち、10～80人の範囲で1年以内の間、在任できる。	B町委員のうち、40人までの範囲でA市委員の残任期間在任できる。
特別職職員		A市、B町とも、特別職全員失職 (新たに選任)	A市特別職 在任 B町特別職 全員失職
条例・規則		A市、B町とも、全て失効 (新たに制定)	A市の条例・規則を適用 (合併に伴い必要な改正を行う)

協議第9号

合併の期日について

合併協定項目2「合併の期日」について、次のとおり提出する。

合併の期日は「平成 年 月 日」とする。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

合併の期日について

1 合併期日の設定について

合併期日については、合併特例法に定める合併期限(経過措置を含む。)、合併手続等の期間、住民生活への影響、公的行事等、首長・議会議員の任期等を考慮して、設定する必要がある。

構成団体の合併議決から合併までの期間については、電算システムの統合等に係る準備期間が12か月程度必要とされることから、合併期日の設定は、平成17年10月から平成18年3月までの間で検討する必要がある。

また、合併期日の設定に当たっては、合併準備期間、通常業務量、新市長選挙の時期、新年度予算編成、切替移行作業等を総合的に判断し、適切な時期を設定する必要がある。

2 具体的な合併期日の検討について

合併期日ごとの、具体的検討項目の状況については、下記一覧表のとおり。

具体的検討項目 \ 期日	平成17年10月1日 (土)	平成17年10月11日 (火)	平成18年1月1日 (日・祝)
合併準備期間	期間は9か月～10か月程度		期間は12か月～13か月程度
通常業務量	通常期		
新市長選挙の時期	合併後～ 平成17年11月中旬	合併後～ 平成17年11月下旬	合併後～ 平成18年2月中旬
新年度予算編成 (平成18年度予算)	通年予算として編成し、新市長の政策判断、新市建設計画を踏まえた政策協議の期間が確保できる		通年予算として編成する場合、新市長の政策判断等を加えた政策協議の期間が短い
切替移行作業	週末(土日)での切替作業	3連休での切替作業	年末年始6連休での切替作業

3 特記事項について

平成17年10月1日を合併期日とした場合は、国勢調査において新市のデータが出せる。

平成17年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平成17年11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

平成17年12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平成18年1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

協議第10号

新市の名称について

合併協定項目3「新市の名称」について、次のとおり提出する。

新市の名称は「**山口市**」とする。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

参 考 資 料

1 . 基本的な考え方

合併の方式を新設合併とする場合は、1市4町の名称は全て廃されることとなりますから、新市の名称を新たに定める必要があります。

なお、名称の定め方については、法律上、特に規定がありません。

2 . 検討に当たっての留意事項

地名の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。
(昭和33年4月21日 通知)

知事は、市町村の名称の変更許可申請があった場合に、その名称が類似名称もしくは極めて不穏当な名称であるとき又は当該条例の議決が違法もしくは無効と認めるときは、不許可となしうる。(昭和33年5月7日 行政事例)

3 . 山口県央部(2市4町)合併協議会での「新市の名称」決定までの経過 第1回 協議会 (平成15年4月10日)

新市の名称に係る協議について「新市の名称候補選定小委員会」に付託。

第1回 小委員会 (平成15年5月22日)

小委員会で名称案を検討する中で、一般公募による名称等を参考とすることに決定。

第5回 小委員会 (平成15年11月19日)

第一次名称候補選考(13点)[50音順]

『吉佐市』『西京市』『佐波榎野川市』『新山口市』『周央市』『周防市』『周防山口市』『周防吉佐市』『大防府市』『中央市』『防府市』『やまぐち市』『山口市』

第6回 小委員会 (平成15年12月8日)

最終名称候補決定(5点)[50音順]

『吉佐市』『西京市』『新山口市』『周防市』『山口市』

第13回 協議会 (平成16年1月22日)

新市名称候補を3点に絞った。[50音順]

『新山口市』『周防市』『山口市』

第14回 協議会 (平成16年2月26日)

新市の名称を『山口市』と決定。

新市の事務所の位置について

合併協定項目 4 「新市の事務所の位置」について、次のとおり提出する。

【調整案】

新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。

新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式とし、現在の 1 市 4 町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。

なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討するものとする。

【附帯決議】

将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。

その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後 10 年を目途に審議すること。

平成 16 年 9 月 11 日提出

山口県央部 1 市 4 町合併協議会

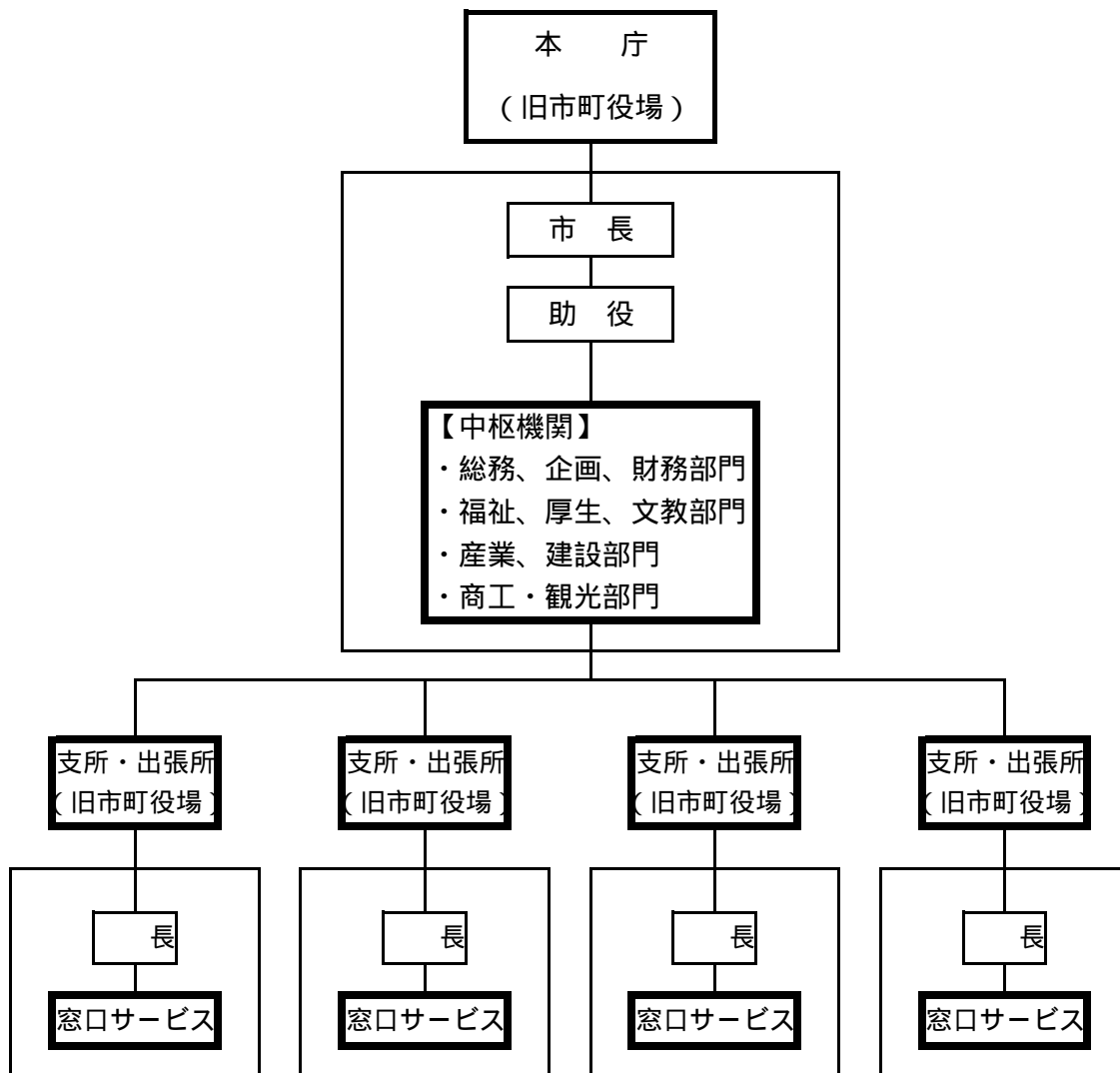
会 長 合 志 栄 一

1 本庁方式における機能分担のイメージ

現在ある市町の庁舎の組織、機構すべてを1箇所に集約する方式。残った庁舎は、窓口的な機能のみを持たせ、支所又は出張所とするもの。

全ての業務を本庁に置き、支所等は直接住民に関わりのある業務のみとする集中方式と、スペースの関係から一部の部門を支所に置く分散方式がある。

- 【本庁の位置づけ】 (例) 全市の機能、組織を集約した機関
 【支所・出張所の位置づけ】 (例) 窓口サービスを提供する機関



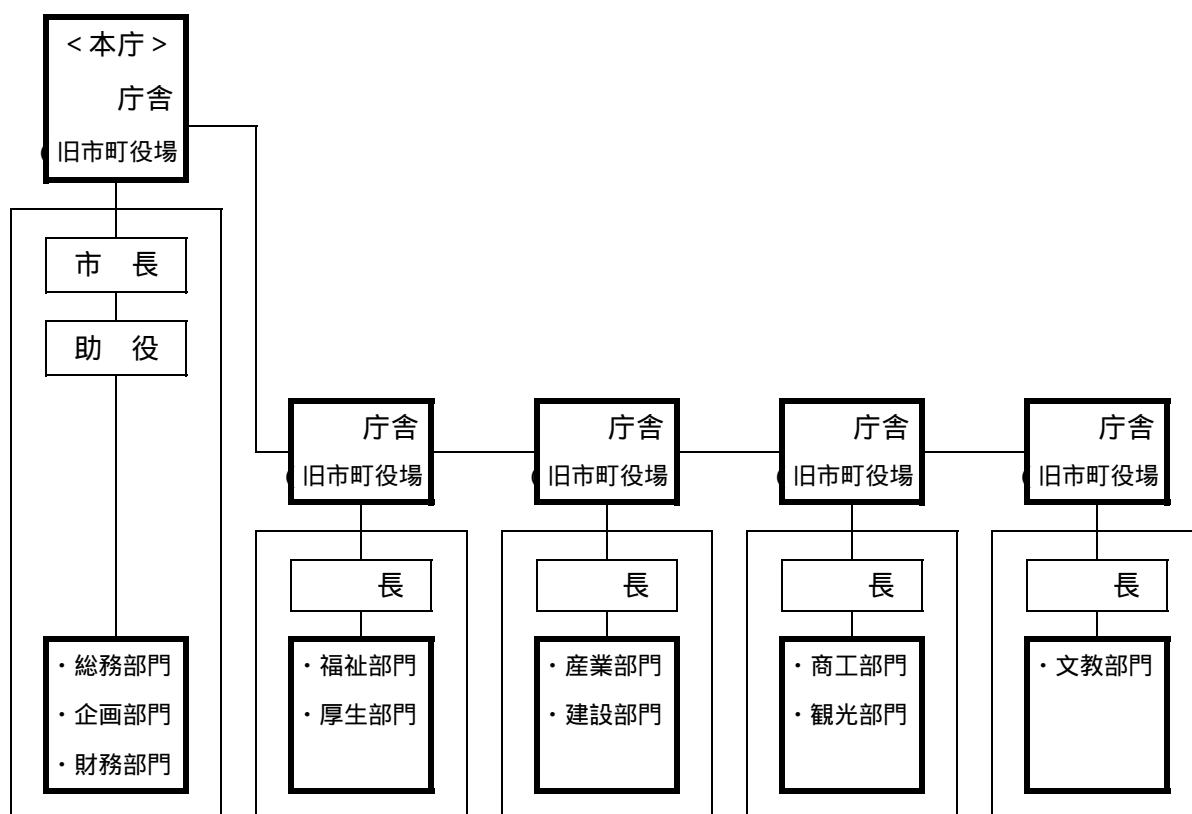
【特色・課題等】

- ・ 人員削減、事務効率化等の効果大きい。
- ・ 集中方式を採用する場合は、新庁舎の建設が必要となり、多額の経費がかかる。

2 分庁方式における機能分担のイメージ

現在の市町の庁舎を「分庁舎」として、行政機能を各庁舎に振り分ける方式。
例えば、本庁（A支所）には総務課・企画課・財政課・住民課、B支所には農林課・水産課・商工課、C支所には福祉課、保健衛生課というように部門を振り分けるもの。

【分庁舎の位置づけ】 （例）業務部門ごとに機能を分担した機関



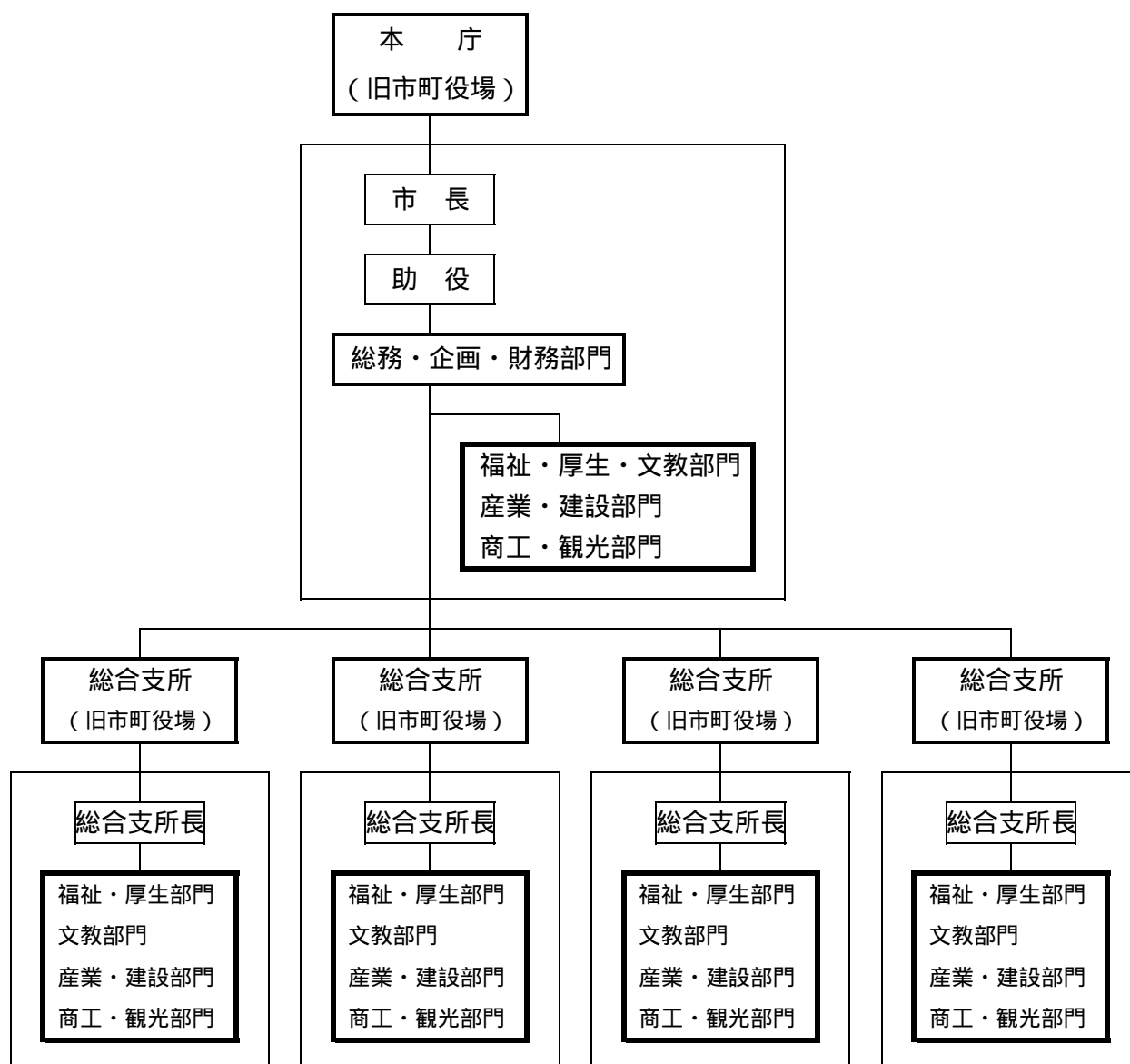
【特色・課題等】

- ・既存施設利用のため、建設費用は改装費程度で済む。
- ・各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う恐れがある。
- ・管理上は、効率的。

3 総合支所方式における機能分担のイメージ

総務や企画・財務部門を除き、現在の市町の庁舎の行政機構をほぼそのまま残す方式。

- 【本庁の位置づけ】 (例) 全市的な中枢管理機関
【総合支所の位置づけ】 (例) 地域の事業や住民サービスを直接提供する機関



【特色・課題等】

- ・住民や職員にとって、最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない。
- ・人件費等の削減があまり期待できず、合併による事務効率化があまり生かされない。
- ・新市の一体感が醸成されにくく、新市誕生の印象が薄い。

協議第12号

財産及び公の施設の取扱いについて

合併協定項目5「財産及び公の施設の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	5 財産及び公の施設の取扱い
------	----------------

調整案

- (1) 1市4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 山口市宮野財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

協議第13号

地方税の取扱いについて

合併協定項目8「地方税の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	8 地方税の取扱い
---------	-----------

税 目	調 整 案
個人市町民税	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割について 現行のまま新市に引き継ぐ。 ・非課税範囲について 山口市の例より調整する。 ・納期について 小郡町の例により調整する。
法人市町民税	現行のまま新市に引き継ぐ。
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・納期について 小郡町の例により調整する。
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率について 現行のまま新市に引き継ぐ。 ・納期について 山口市の例により調整する。
市町たばこ税	現行のまま新市に引き継ぐ。
特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> ・免税点について 山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整する。
入湯税	山口市の例により調整する。
鉱産税	山口市、徳地町の例により調整する。

協議第14号

条例、規則等の取扱いについて

合併協定項目12「条例、規則等の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目

1 2 条例、規則等の取扱い

基本方針

1 調整の方針

合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。

その他の条例、規則等については、次により調整する。

1市4町同一の条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。

類似又は相違している条例、規則等及び1市町又は数市町に制定されている条例、規則等については、新市の事務事業に支障をきたさぬよう調整する。

2 整備の方針

条例、規則等の制定に当たっては、次の区分により整備する。

合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

参考資料

1市4町条例、規則等の数

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	合計
条例	202	130	136	123	156	747
規則	216	123	121	97	123	680
規程、訓令等	117	49	48	35	49	298
合計	535	302	305	255	328	1,725

他に要綱等及び一部事務組合の例規があります。

協議第15号

行政組織及び機構の取扱いについて

合併協定項目13「行政組織及び機構の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合 志 栄 一

協定項目

13 行政組織及び機構の取扱い

調整案

新市における組織・機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき整備するものとする。

新市における組織・機構の基本方針

1. 総括方針

- (1) 住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的な組織・機構
- (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (5) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構

2. 具体的な整備方針

- (1) 山口市役所、小郡町役場、秋穂町役場、阿知須町役場、徳地町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用する。
- (2) 本庁は、市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等を掌理する。
- (3) 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁の掌理事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関として位置づけるとともに、地域振興の拠点として、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指す。
- (4) 支所、出張所及び出先機関は、基本的に現行のまま存続させる。
- (5) 行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合することとする。
なお、業務の特殊性や地域性など独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
- (6) 組織・機構については、新市において行政改革大綱を策定し、行政システムの整備、職務効率の向上に努め、組織のスリム化を図っていくものとする。

協議第16号

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目16「公共的団体等の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	16 公共的団体等の取扱い
------	---------------

調整案

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、以下により調整に努めるものとする。

- (1) 1市4町に共通している団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

協議第17号

慣行の取扱いについて

合併協定項目19「慣行の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	1 9 慣行の取扱い
---------	------------

項 目		制 定 市 町					調 整 案
		山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
市 町 章 等	市・町章						新市において調整する。
	市・町民憲章						
	市・町民歌						
市 町 の 花 等	市・町の花						新市において調整する。
	市・町の木						
	市・町の花木						
都 市 宣 言							新市において調整する。

協議第18号

各種事務事業（総務関係）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(1)総務関係」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (1) 各種事務事業（総務関係）の取扱い
---------	----------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
情報公開制度						山口市の例により調整する。
個人情報保護制度						秋穂町、徳地町の例により調整する。
表彰制度	功労者等表彰制度					山口市・小郡町の例により調整する。
	名誉町民制度					新市移行後、速やかに調整する。
国際交流事業						新市移行後、速やかに調整する。
中学生等海外派遣事業						新市移行後、速やかに調整する。
姉妹都市縁組等						現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第19号

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(2)電算システム事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	22(2) 各種事務事業(電算システム事業)の取扱い
------	----------------------------

調整案

- ・ 基幹系システム及び行政内部システムについては、市民サービスの低下を招かないことを目標に、優先順位の高いものから統合を図る。
- ・ 個別のシステム及びパソコンシステムについては、各事務事業担当課等において調整する。

協議第20号

各種事務事業（消防防災事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(4)消防防災事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (4) 各種事務事業（消防防災事業）の取扱い
---------	------------------------------

項 目		事業実施市町					調 整 案
		山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
許可・承認等手数料 （危険物関係）							現行のまま新市に引き継ぐ。
消防証明手数料							新たに制度等を創設する。
タンクの水張検査等手数料							新たに制度等を創設する。
消防団	組織						新たに制度等を創設する。
	定員・人員						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	任期						新市移行後、速やかに調整する。
	定年						新市移行後、速やかに調整する。
消防防災関係団体助成							新市移行後、速やかに調整する。

協議第 2 1 号

各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて

合併協定項目 2 2 「各種事務事業の取扱い」のうち、「(1 3)都市計画事業」について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 1 日提出

山口県中部 1 市 4 町合併協議会
会 長 合 志 栄 一

協 定 項 目	2 2 (1 3) 各種事務事業（都市計画事業）の取扱い
---------	--------------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
都市計画区域・区域区分・用途地域						合併後の都市計画区域については、当面現行どおりとするが、新市移行後、速やかに新市の基本構想を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、早期に新市の都市計画審議会の意向を踏まえ、市街化区域・市街化調整区域の設定に努める。
都市計画税						課税客体及び税率については、新市発足後の都市計画（区域、区域区分 線引き等の見直し・検討）や都市計画事業の状況に基づいて速やかに調整するものとし、当面、従来どおりとする。 ただし、納期については、小郡町の例により調整する。
まちづくり団体活動支援						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
都市景観条例						山口市の例により調整する。
市街地再開発事業の推進						山口市の例により調整する。

協議第 2 2 号

各種事務事業（建設事業）の取扱いについて

合併協定項目 2 2「各種事務事業の取扱い」のうち、「(1 4)建設事業」について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 1 日提出

山口県中部 1 市 4 町合併協議会
会 長 合 志 栄 一

協 定 項 目	2 2 (1 4) 各種事務事業（建設事業）の取扱い
---------	-----------------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
市町道認定基準						山口市の例により調整する。
道路改良事業						山口市の例により調整する。(ただし、他の法令等に基づくものはその定めによる。)
認定外道路指定基準						山口市の例により調整する。 ただし、基準のうち、幅員の定めを削除し、新たに受益戸数(2戸)を加える。
認定外道路整備事業						新たに制度等を創設する。
準用河川の指定基準						山口市の例により調整する。 ただし、第2条第2号に定める基準(2級河川、海との合流)は削除し、同条第4号(流域の家屋、公共施設)に定める戸数は2戸とする。
急傾斜地崩壊対策事業負担金						廃止の方向で検討する。

協議第23号

各種事務事業（下水道事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(15)下水道事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (1 5) 各種事務事業（下水道事業）の取扱い
---------	-------------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
下水道使用料						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
下水道使用料の賦課・徴収						新市移行後、速やかに調整する。 ただし、井戸水認定（事業者）の際に使用するメーター（量水器）については、新市移行後、検定期間に合わせ随時公設に切り替えることとする。また、納付方法については新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
下水道受益者負担金制度						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
水洗便所改造資金貸付制度						山口市の例により調整する。
公共ます、取付管設置基準						小郡町・秋穂町の例により調整する。

協議第24号

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(16)水道事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (1 6) 各種事務事業（水道事業）の取扱い
---------	------------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
水道料金の算定方法						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
水道料金の算定・収納						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
水道加入金						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
水道に関する手数料						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

協議第25号

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(17)学校教育事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (1 7) 各種事務事業 (学校教育事業) の取扱い
---------	------------------------------------

項 目	事 業 実 施 市 町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
奨学金貸付事業						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
通学区域 (小・中学校)						現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、随時調整する。
学校給食事業						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

協議第26号

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(18)社会教育事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県央部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (1 8) 各種事務事業（社会教育事業）の取扱い
---------	--------------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
成人の日記念行事関連事業						新市移行後、速やかに調整する。
文化芸術事業等						大規模な美術展については、現行のまま新市に引き継ぐ。その他各市町による独自事業は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
図書館管理 運営事業	館外貸出の利用 資格・冊数の制 限等					新たに制度等を創設する。
	休館日・開館時 間等					新市移行後、速やかに調整する。
	移動図書館の運 営					山口市の例により調整する。 ただし、新市移行後、できるだけ早い 時期に運営できるようにするものとする。

協議第 27 号

新市建設計画について

合併協定項目 23 「新市建設計画」に係る協議について、次のとおり提出する。

新市建設計画の検討について小委員会に付託する。

平成 16 年 9 月 11 日提出

山口県中部 1 市 4 町合併協議会
会 長 合 志 栄 一

新市まちづくり施策検討小委員会の設置について（案）

1 設置

新市建設計画の協議にあたり、山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約第 11 条の規定に基づき、新市まちづくり施策検討小委員会を設置する。

山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約

（小委員会）

第 11 条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

2 所掌事務

新市まちづくり施策検討小委員会は、次に掲げる事項について、調査または審議等を行う。

- （1）新市建設計画の原案作成に関すること
- （2）その他、新市建設計画に関し必要な事項

3 組織

- （1）新市まちづくり施策検討小委員会は、1号委員 5 名、3号委員 5 名、4号委員 5 名（各市町 1 名）計 15 名をもって組織する。
- （2）協議会の委員等以外の者の小委員会委員への選任については、前項の委員の協議を経て選任することができる。

山口県中部 1 市 4 町合併協議会小委員会設置規程

（委員）

第 3 条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

- 2 前項の委員のほか、必要に応じて協議会の委員等以外の者を小委員会の委員に加えることができる。

（組織）

第 4 条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

（関係者等の出席）

第 6 条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

協議第28号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目6「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、別紙（資料3）
のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

議会の議員の定数及び任期の取扱い

新設合併により、1市4町の議会議員は、全員身分を失うこととなるのが原則で、新市の設置の日から50日以内に、法令に基づく定数によって設置選挙を行うこととなります。

これに対し、「市町村の合併の特例に関する法律」には、議会議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。

これら法令に定めのある特例措置を適用するのかどうかを調査、審議していただきます。

1 現在の状況

(1) 議員定数

(平成16年4月1日現在)

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	計
法定定数	34人	26人	18人	18人	18人	114人
条例定数	30人	22人	16人	16人	16人	100人
現員	30人	22人	16人	16人	16人	100人

議員条例定数

山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
30人	22人	16人	16人	16人
100人				

(2) 任期

山口市	平成15年4月30日 ~ 平成19年4月29日
小郡町	平成15年11月1日 ~ 平成19年10月31日
秋穂町	平成16年7月12日 ~ 平成20年7月11日
阿知須町	平成14年9月20日 ~ 平成18年9月19日
徳地町	平成15年5月1日 ~ 平成19年4月30日

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
山口市							
小郡町							
秋穂町							
阿知須町							
徳地町							

合併予定日

2 合併後の選択

(1) 原則

1市4町を廃し、その区域を持って新市を設置する場合、原則としては、1市4町の法人格は消滅することになり、新たに法人格をもった新市が地方自治法第91条の規定により、新市の人口に基づいて新定数を算定し、条例を制定する必要がある、1市4町の議会の議員は全て失職することとなります。

この場合、地方自治法第7条第6項の市町村の設置の告示による新市の設置の日から50日以内に、同法第91条第2項による新市の人口に基づき算出された定数に基づき、新市の議会議員の選挙を行うこととなります。(公職選挙法第33条第3項、117条)

	合併前	新市誕生						
山口市	30人	50日以内	設置選挙	4年		一般選挙	4年	
小郡町	22人			新市議員 34人 自治法第91条による定数			自治法第91条による定数(34人)	
秋穂町	16人							
阿知須町	16人							
徳地町	16人							

(2) 定数特例

設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条に規定する定数の2倍まで定数を増加することができます。(合併特例法第6条第1項)

	合併前	新市誕生						
山口市	30人	50日以内	設置選挙	4年		一般選挙	4年	
小郡町	22人			新市議員 68人以内 自治法第91条による定数の2倍の範囲内			自治法第91条による定数(34人)	
秋穂町	16人							
阿知須町	16人							
徳地町	16人							

(3) 在任特例

1市4町の議会の議員で、1市4町の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任できます。(合併特例法第7条第1項第1号)

	合併前	新市誕生						
山口市	30人	選挙なし	2年以内 100人	一般選挙	4年		一般選挙	4年 34人
小郡町	22人				新市議員 34人 自治法第91条による定数			
秋穂町	16人							
阿知須町	16人							
徳地町	16人							

3 根拠法令

(1) 原則

【公職選挙法第33条第3項】

市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

【公職選挙法第117条】

市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

【地方自治法第91条第1項】

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

【地方自治法第91条第2項】

市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

1. 人口2千未満の町村	12人
2. 人口2千以上5千未満の町村	14人
3. 人口5千以上1万未満の町村	18人
4. 人口1万以上2万未満の町村	22人
5. 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
6. 人口5万以上10万未満の市	30人
7. 人口10万以上20万未満の市	34人
8. 人口20万以上30万未満の市	38人
9. 人口30万以上50万未満の市	46人
10. 人口50万以上90万未満の市	56人
11. 人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)

【地方自治法第93条第1項】

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

【地方自治法第254条】

この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

(2) 定数特例

【市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項】

新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

【市町村の合併の特例に関する法律第6条第8項】

第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(3) 在任特例

【市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項】

市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

1. 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

【市町村の合併の特例に関する法律第7条第2項】

前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

4 県内の状況

協議会名	(現)議員数	適用特例	協 定 内 容
下関市 豊浦郡4町 合併協議会	下関 36 菊川 16 豊田 16 豊浦 21 豊北 18 合計 107	在任特例 (確認済)	(1) 地方自治法第91条第7項の規定による新市の議会議員の定数は、46名とする。ただし、1市4町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。 (2) 在任特例の期間における議員の報酬は、1市4町の現行の報酬を基本に調整する。 (3) 在任特例の期間における議会の議員は、より広域的な視点から、新市への円滑な移行を図るとともに、一体的なまちづくりの推進につとめるものとする。
宇部市 楠町 合併協議会 (編入)	宇部 32 楠 16 合計 48	在任特例 (確認済)	(1) 楠町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、宇部市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。 (2) 在任特例適用期間中における議員報酬は、現行のままとする。
萩広域 合併協議会	萩 24 川上 10 田万川 13 むつみ 10 旭 12 福栄 12 合計 81	在任特例 (確認済)	1市1町4村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続いて新市の議会議員として在任する。在任期間中の議員の報酬は、合併前の1市1町4村におけるそれぞれの報酬月額とする。 なお、地方自治法第91条第1項の規定に基づく、新市の議会議員の定数は30人とする。
岩国地域 合併協議会	岩国 28 由宇 16 本郷 10 周東 16 錦 12 美川 10 美和 12 合計 104	在任特例 (一部確認)	(1) 7市町村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年11ヶ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。 (2) 地方自治法第91条の規定による新市の議会議員の定数については、34人とする。 (3) 新市の議会議員の報酬の額について、在任期間中については、合併前の7市町村の報酬の額とする。
美祢市 美東町 秋芳町 合併協議会	美祢 18 美東 14 秋芳 16 合計 48	在任特例 (協議中)	(1) 1市2町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで、引き続き新市の議会議員として在任する。 (2) 地方自治法第91条第7項の規定による新市の議会議員の定数は、26人とする。 (3) 在任特例適用期間中における議員報酬は、合併前の1市2町におけるそれぞれの報酬月額とする。
小野田市 山陽町 合併協議会	小野田 22 山陽 20 合計 42	未定	未協議

協議会名	(現)議員数	適用特例	協 定 内 容
光市 大和町 合併協議会	光 18 大和 14 合計 32	定数特例 (確認済)	<p>(1) 地議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第1号の規定による議会の議員の在任に関する特例は、これを適用しないこととする。</p> <p>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項に定める新市の議会の議員の定数は22人とする。ただし、合併特例法第6条第1項の規定による議会の議員の定数に関する特例を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、新市の議会の議員の定数を24人とする。</p> <p>なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第6項及び同法施行令第9条の規定により光市、大和町の区域に選挙区を設けることとし、それぞれの選挙区の定数は「光市選挙区18人」「大和町選挙区6人」とする。</p> <p>(3) 報酬の額は、新市と同規模の地方自治体の例等をもとに合併時に調整する。</p> <p>(4) 政務調査費については、光市の例により調整し、合併後、新市と同規模の自治体の例等をもとに決定するものとする。</p>
長門市 三隅町 日置町 油谷町 合併協議会	長門 19 三隅 16 日置 12 油谷 18 合計 65	定数特例 (確認済)	<p>(1) 地方自治法第91条第7項の規定による新市の議会の議員の定数は、26人とする。</p> <p>(2) 市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、30人とする。</p> <p>(3) 議会議員の報酬については、1市3町の委員からなる合同の報酬審議会を設け、合併協議会会長が当該審議会に諮問の上、合併時に調整する。</p>
柳井市 大畠町 合併協議会	柳井 20 大畠 12 合計 32	定数特例 (確認済)	<p>柳井市及び大畠町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年12月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>在任期間における議員の報酬については、合併前の柳井市及び大畠町のそれぞれの報酬額とする。</p> <p>なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項の規定による新市の議会議員の定数については、23人とする。</p>
大島郡 合併協議会	久賀 12 大島 16 東和 14 橘 14 合計 56	原則 (確認済)	<p>議会議員の定数及び任期については、「市町村の合併の特例に関する法律」による定数に関する特例及び在任に関する特例の規定は適用せず、新町の設置の日から50日以内に選挙を実施する。</p> <p>なお、新町の議会の議員の定数は、地方自治法第91条第7項の規定により、26人とする。</p>

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目 7 「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提出する。

【 調 整 案 】

新市の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次により調整する。

- (1) 新市に 1 つの農業委員会を置き、1 市 4 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号（任期等に関する特例）の規定を適用する。
- (2) 上記の規定により、合併後 1 年以内の適当な時期まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。なお、在任の具体的な時期については合併時に調整する。
- (3) 在任期間終了後の定数については 40 人とする。また、選挙区については設定することを前提に、新市において調整する。

平成 16 年 9 月 11 日提出

山口県央部 1 市 4 町合併協議会
会 長 合 志 栄 一

参 考 資 料

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1 現在の状況

区 分		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	計
選 挙	条例定数	30人	10人	10人	10人	13人	73人
	現 員	29人	10人	10人	10人	12人	71人
選 任	法第12条第1号	2人	2人	2人	2人	2人	10人
	法第12条第2号	4人	3人	2人	3人	4人	16人
任 期		平成14年7月20日～平成17年7月19日				H15.6.3～ H18.6.2	
農業協同組合		山口 中央	山口 中央	山口 中央	山口 宇部	防府 とくぢ	3 (農協)
農業共済組合		山口県 中央	山口県 中央	山口県 中央	山口県 中央	山口県 中央	1 (農済)
市町の面積 (ha)		35,690	3,340	2,409	2,549	29,035	73,023
経営耕地面積 (ha)		4,100	199	518	413	1,026	6,256
農家数 (戸)		5,000	321	547	500	1,526	7,894
有権者数 (人)		8,448	737	1,409	1,016	3,334	14,944

面積：平成13年10月1日現在

経営耕地面積・農家数：平成12年農業センサス

有権者数：平成14年3月31日確定数

2 合併後の選択

(1) 原 則

新設合併の場合には、新たな農業委員会の設置の日から50日以内に、農業委員会等に関する法律施行例に定める基準に従い、10人から40人までの間で、新市の条例に定めた数によって、新市の農業委員会委員の選挙(設置選挙)を行うこととなります。(農業委員会等に関する法律第11条)

選挙による委員の数

	合併前	新 市 誕 生	
山口市	30人	50日以内 設置選挙	← 3年 →
小郡町	10人		← 3年 →
秋穂町	10人		
阿知須町	10人		
徳地町	13人		
		新市農業委員 10～40人 新市の条例に定めた数	

(2) 任期等に関する特例

農業委員会の選挙による委員は、1市4町の協議により、合併後1年を越えない範囲で80を超えず10を下らない範囲で定めた数の者に限り在任することができます。(市町村の合併の特例に関する法律第8条)

選挙による委員の数

	合併前	新市誕生				
山口市	30人	選挙なし	1年以内	一般選挙	3年	
小郡町	10人		10~80人		新市農業委員 10~40人 新市の条例に定めた数	10~40人
秋穂町	10人		1市4町の協議により定めた数の委員が在任			10~40人
阿知須町	10人					
徳地町	13人					

(3) 境界の変更の場合の特例

従前の市町村に置かれた農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続し、従来の委員がそのままの任期で在任します。(農業委員会等に関する法律第34条)

選挙による委員の数

	合併前	新市誕生
山口市	30人	30人 従来の委員が在任。当該区域を区域として存続。
小郡町	10人	10人 従来の委員が在任。当該区域を区域として存続。
秋穂町	10人	10人 従来の委員が在任。当該区域を区域として存続。
阿知須町	10人	10人 従来の委員が在任。当該区域を区域として存続。
徳地町	13人	13人 従来の委員が在任。当該区域を区域として存続。

(4) 2以上の農業委員会の設置

原則として農業委員会は1自治体につき1つとされていますが、市町村面積が24千ヘクタール以上、または農地面積が7千ヘクタール以上のいずれかの要件を満たしたときは、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会をおくことができるとされています。(農業委員会等に関する法律第3条)

原則

選挙による委員の数

	合併前	新市誕生				
山口市	30人	50日以内	設置選挙	3年	3年	
小郡町	10人			新市第1農業委員会 10~40人	一般選挙	10~40人
秋穂町	10人			新市第2農業委員会 10~40人 新市の条例に定めた数		新市の条例に定めた数(10~40人)
阿知須町	10人					
徳地町	13人					

特例

選挙による委員の数

	合併前	新市誕生					
山口市	30人	選挙なし	1年以内	一般選挙	3年		
小郡町	10人		80人~10人		新市第1農業委員会 10~40人	10~40人	
秋穂町	10人		80人~10人			新市第2農業委員会 10~40人 新市の条例に定めた数	10~40人
阿知須町	10人		協議により定めた数の委員が在任				
徳地町	13人						

3 根拠法令

【市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項】

市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

1. 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

【市町村の合併の特例に関する法律第8条第2項】

前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

【農業委員会等に関する法律施行令第2条の2】

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

協議第30号

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い
------	-----------------

調整案

1. 1市4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の公正、適正化の観点から調整し、統一を図る。
4. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の公正、適正化の観点から調整し、統一を図る。

協議第31号

地域審議会等の取扱いについて

合併協定項目10「地域審議会等の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	1 0 地域審議会等の取扱い
---------	----------------

調整案

- 1 市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく地域審議会、地域自治区及び合併特例区は設置しない。
- 2 新市において、条例により(仮称)まちづくり審議会を設置する。

【1】 (仮称)まちづくり審議会の概要(案)

1 設置

新市において、合併前の山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町の各地域ごとに当該区域を対象とする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 位置付け

地方自治法第138条の4に規定する附属機関

3 設置期間

審議会の設置期間は、合併の日から概ね10年間とする。

4 所掌事項

(1) 審議会は、設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

新市建設計画に関する事項

新市の基本構想に関する事項

地域の特性を踏まえた地域づくりに関する事項

その他市長が必要と認める事項

(2) 審議会は、地域における施策の実施に関し、意見を述べることができる。

5 組織

(1) 審議会は、委員15人以内で組織する。

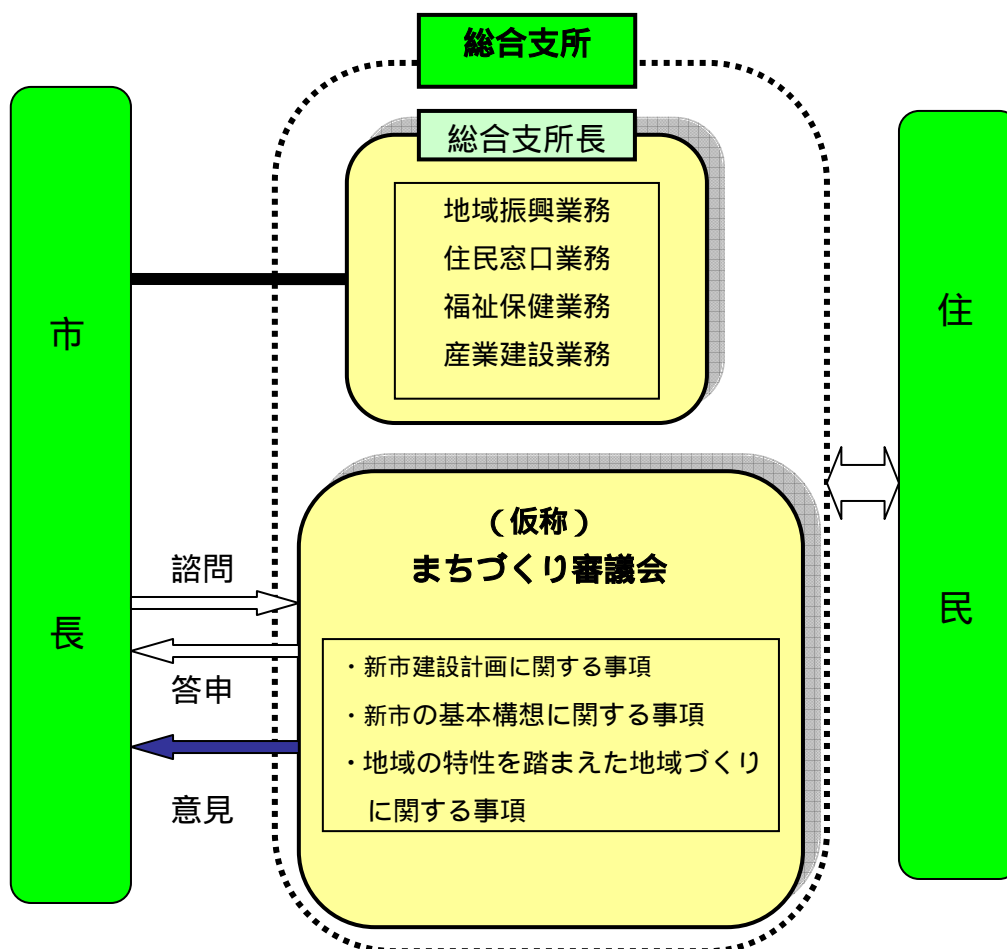
(2) 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

公共的団体等を代表する者

学識経験者

公募による者

【2】 (仮称)まちづくり審議会イメージ図



【3】(仮称)まちづくり審議会の性格

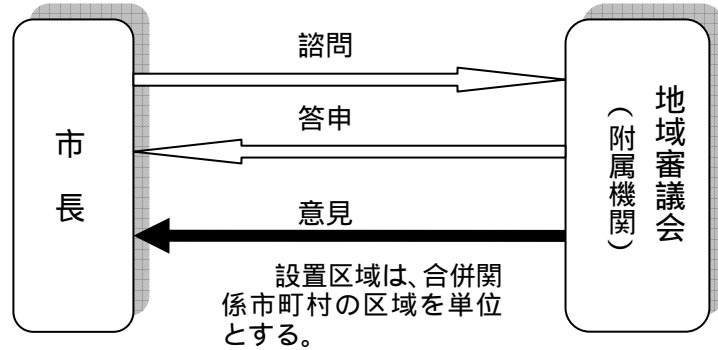
地域の特性を踏まえた地域づくりに関する事項などについて地域住民の意見を聴くとともに、住民がまちづくりに参画できる機関として設置するもの
地域住民が協働して自治活動(地域振興)を進める拠点となる地域自治センター(総合支所)ごとに位置付けるもの
審議会の個性と柔軟性を活かすため、地方自治法に定める附属機関として新市独自の条例により設置するもの

参考資料

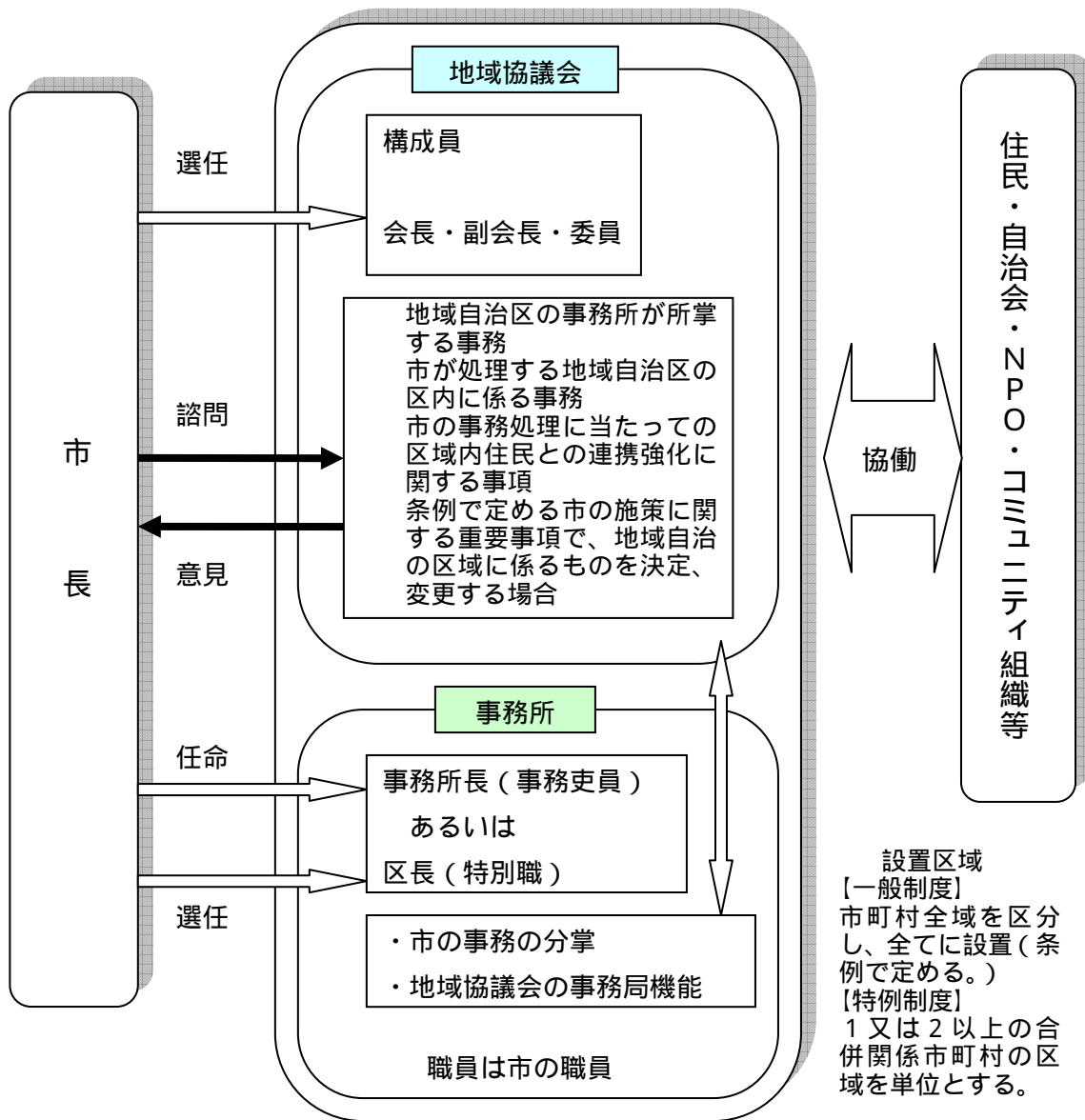
地域審議会、地域自治区、合併特例区、(仮称)まちづくり審議会の比較表

区分	地域審議会	(仮称) まちづくり審議会	地域自治区		合併特例区 (特別地方公共団体(法人格を有する。))	
			一般制度	合併に際しての特例制度		
根拠法令	・現行合併特例法 ・新合併特例法	地方自治法	地方自治法	・現行合併特例法 ・新合併特例法	・現行合併特例法 ・新合併特例法	
設置区域	合併関係市町村の区域ごと(旧市町単位)	1市4町の区域ごと(旧市町単位)	市町村内全域を区分けし、全てに設置	1又2以上の合併関係市町村の区域ごと	1又2以上の合併関係市町村の区域ごと	
設置方法	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要	条例で定める。	条例で定める。	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要	合併関係市町村の協議で規約を定め、各議会の議決を経て、知事の認可が必要	
設置期間	合併関係市町村の協議で定める。(一定期間(先進事例:概ね10年))	概ね10年間	—	合併関係市町村の協議で定める。	合併関係市町村の協議で定める。(5年以下)	
組織	名称	地域審議会	(仮称) まちづくり審議会	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会
	権限	区域に係る事務に関し、諮問に応じ審議又は必要と認める事項に意見を述べる。	・区域に係る事務に関し、諮問に応じ審議又は必要と認める事項に意見を述べる。 ・住民のまちづくりへの参画(総合支所が所管する地域の特性を踏まえた地域振興事項に関し審議、提案をする。)	・区域に係る事務に関し、諮問に応じ審議又は必要と認める事項に意見を述べる。 ・首長は、区域に係る市の重要施策事項の実施にあたっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。	・区域に係る事務に関し、首長の諮問に応じ審議又は必要と認める事項につき首長に意見を述べる。 ・首長は、区域に係る市の重要施策事項の実施にあたっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。	・区域の地域振興等の施策実施、その他市の事務に関し、諮問に応じ、又は必要と認める事項に意見を述べる。 ・特例区の予算等の重要事項に関する同意。 ・首長は、区域に係る市の重要施策事項の実施にあたっては、あらかじめ合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
	構成員	合併関係市町村の協議で定める。	・当該区内の住民から、首長が選任	・当該区内の住民から、首長が選任 ・4年以内で条例で定める。	地域自治区の住民のうちから、首長が選任	・構成員は、区内で議員の被選挙権を持つ住民から、首長が選任する。 ・選任2年以内で規約で定める。
	事務所	—	—	・市町村の事務を分掌する。 ・地域協議会の庶務を処理する。	・市町村の事務を分掌する。 ・地域協議会の庶務を処理する。	・合併特例区の権能とされた事務を処理する。 ・職員は、合併市町村の職員から、首長の同意を得て、合併特例区長が命ずる。
長	—	—	事務所長は、事務吏員をもって充てる。	・事務所長に代えて区長(特別職)を置くことができる。 ・区長の任期は、2年以内において協議で定める。	・首長が選任する特別職とする。助役、支所長や出張所長と兼ねることができる。 ・区長の任期は、2年以内において規約で定める。	
住居の表示	—	—	—	住居の表示には、区 の名称を冠する。 (「区」のほか、「町」、「村」と称することも可能である。)	住居の表示には、区 の名称を冠する。(「区」のほか、「町」、「村」と称することも可能である。)	

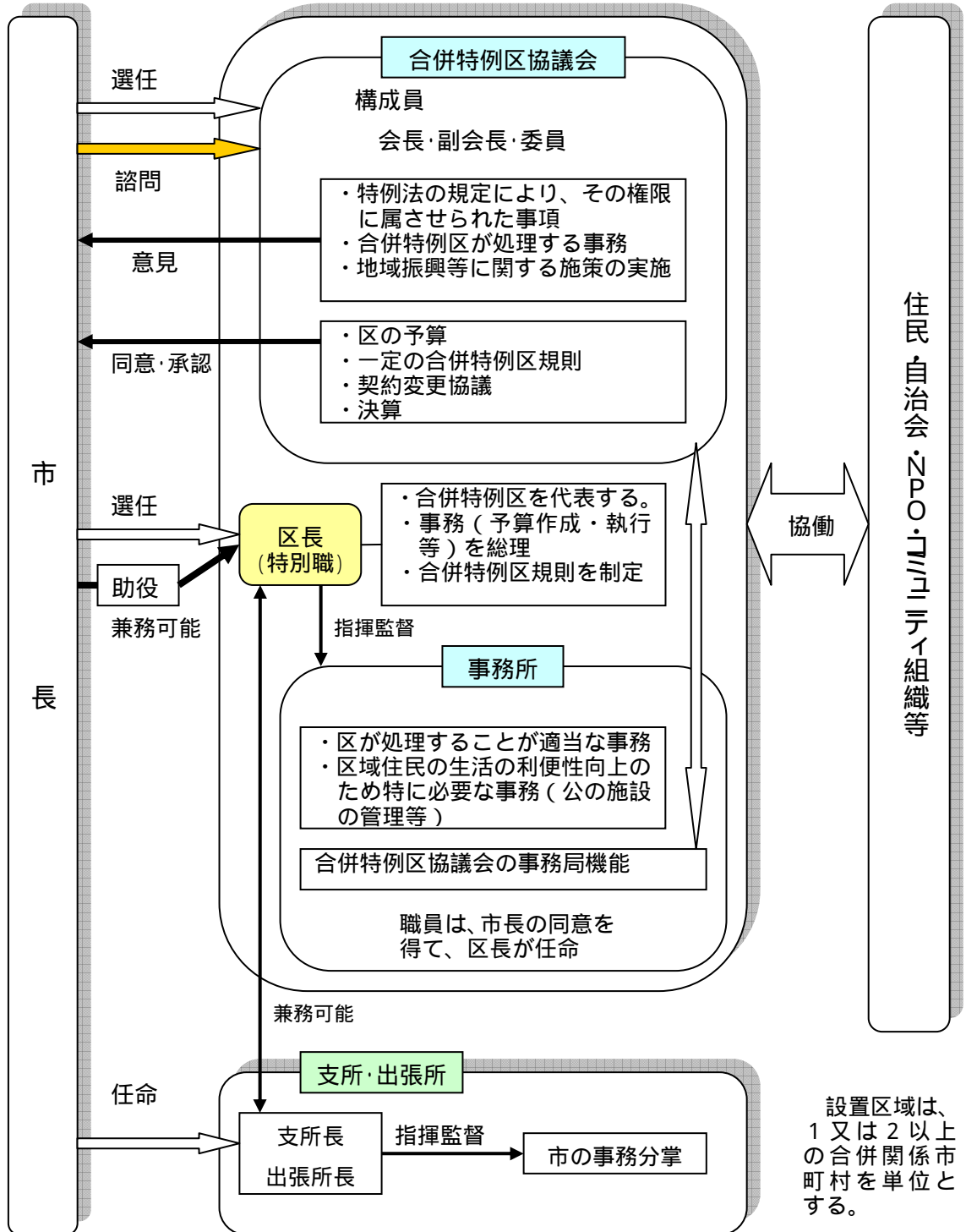
地域審議会のイメージ図



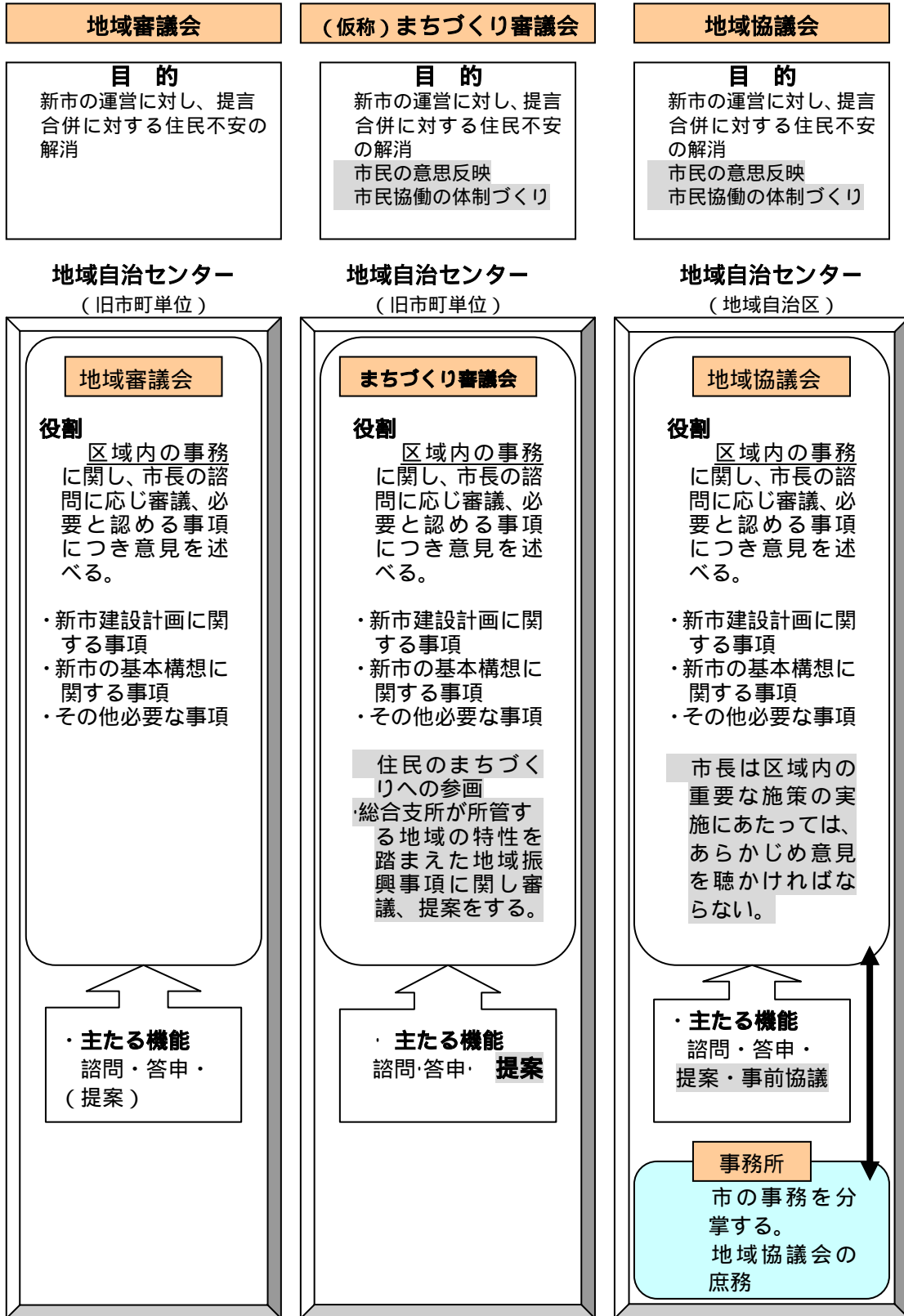
地域自治区の組織イメージ図



合併特例区の組織イメージ図



比較イメージ図（地域審議会、 仮称 まちづくり審議会、 地域協議会）



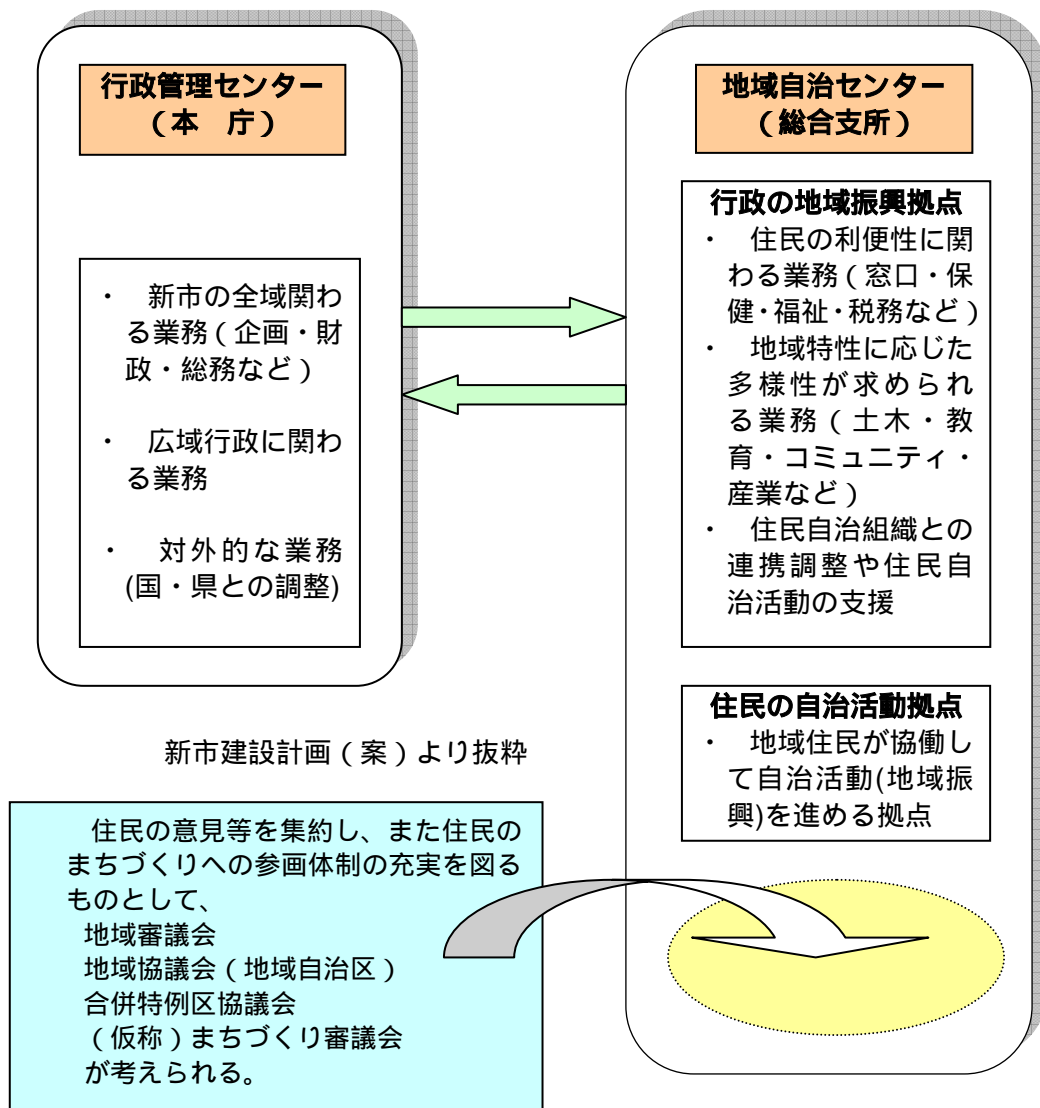
1 地域自治のあり方

住民自治の新たなルールづくり

新市においては、各地域で住民自治が確立し、それぞれの地域の意見が行政施策へ反映され、地域振興が図られることを目的に、地域自治・住民自治の新たなルールづくりを進めることとする。

地域自治・住民自治の拠点づくり

地域ごとの自主性を重視した住み良い地域社会づくりを進めるため、各地域で住民自らが自治活動や地域振興を行う拠点として、また、住民への様々なサービスの提供や住民自治を補完する行政機能として、地域自治センター（総合支所）を整備し、住民に直結したサービスとともに、地域の自治組織との連携を強化し、住民主導による地域づくりを推進することとする。



2 地域自治の組織づくりの推進

地域の意見が反映され、個性豊かな地域づくりを推進するためには、住民と行政のパートナーシップを構築し、住民の意思による自主的なまちづくりを進めることが求められている。

そのためには、まず、住民のまちづくりに対する意見等の集約に力点を置く（仮称）まちづくり審議会を設置し、行政と住民との協働のまちづくり機運を醸成しながら、合併後概ね10年間で段階的に新市としての特性を活かせる地域自治組織づくりを推進する。

地域自治組織の時系的整備

	第1期	第2期	第3期
目的	スムーズな新市の移行を進める。 住民サービスや制度の一元化を進める。 行政と住民との協働体制を検討する。	地域住民のコミュニティや連帯感の醸成 地域住民のまちづく活動機運の醸成 新市の一体化と旧市町の事業の整理	一体性をもった住民サービスの提供 住民との協働によるまちづくり機能を持った総合支所を構築
特徴	地域自治センターに配置する住民との協働、拠点機能の検討	概ね本庁と地域組織の形、役割分担が整ってくる。 住民との協働のまちづくりの機運を高める。 住民組織、団体のサービス体制の整備（組織、予算）	地域自治センター内に地域住民自治拠点の配置 地域住民自治組織サポート体制の整備
行政と住民との協働体制	（仮称）まちづくり審議会を通じ、住民の意見等を集約 住民組織との協働体制へ整備	（仮称）まちづくり審議会を通じ、住民の意見等を集約 住民組織との協働体制へ拡充 住民自治充実のための仕組みづくり（体制、機能）	自治体の事務を協働で行う住民組織の制度化（地域自治組織） 地域自治区設置の検討

協議第32号

特別職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目11「特別職の職員の身分の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	1 1 特別職の職員の身分の取扱い
------	-------------------

調整案

- 1．市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び常勤監査委員の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料の額及び他の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- 2．議会議員及び農業委員会の委員の報酬は、現行報酬額及び他の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- 3．教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び他の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- 4．その他の特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、任期、報酬額等について合併時に調整する。

協議第33号

使用料、手数料等の取扱いについて

合併協定項目15「使用料、手数料等の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合 志 栄 一

項 目	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調 整 案
斎場・葬儀所使用料						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。なお、徳地町民、阿知須町民の火葬施設の使用料は、無料で調整する。
公営墓地使用料						墓地・墓園使用料、清掃料は現行のまま新市に引き継ぐ。また、墓地返還に伴う使用料還付割合は、小郡町の例により調整する。

教育・文化関係

公立幼稚園の授業料・入園料						山口市の例により調整する。ただし、秋穂町においては3年間で調整する。
教員住宅貸付料						現行のまま新市に引き継ぐ。
小中学校等の施設使用料						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 なお、小郡町セミナーハウスは、現行のまま新市に引き継ぐ。
公民館使用料						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定等については、新市移行後速やかに調整する。
山口ふれあい館使用料						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定等については、新市移行後速やかに調整する。
文化会館・文化ホール使用料						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定等については、新市移行後速やかに調整する。
市民館・公会堂使用料						
博物館・資料館等利用料						現行のまま新市に引き継ぐ。減免基準については、新市移行後速やかに調整する。

体育施設使用料

体育館						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定等については、新市移行後速やかに調整する。
陸上競技場						
野球場						
多目的運動場						
テニスコート						
プール						
剣道柔道場(武道館)						
屋外夜間照明設備器具等						

複合施設

項 目	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調 整 案
山口南総合センター						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定については、新市移行後、速やかに調整する。

福祉関係

老人憩いの家等使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。
老人福祉センター使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。
児童館使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。
隣保館使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。

経済関係

農業集落排水処理施設使用料						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
農業関連施設使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。
森林ふれあいセンター使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。
漁港使用・占用料						新たに制度等を創設する。ただし、プレジャーボートの漁港使用料の徴収については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
漁港区域内占用料等						山口市の例により調整する。
海岸保全区域内占用料等						新たに制度等を創設する。
山口ふるさと伝承センター使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。
勤労者施設使用料						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
国民宿舍使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。
観光関連施設使用料						現行のまま新市に引き継ぐ。
区画漁業権（入漁料）						現行のまま新市に引き継ぐ。

コミュニティ

地域交流ステーション使用料						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
集会所等コミュニティ施設使用料						

手数料総括表

協 定 項 目	15 使用料・手数料等の取扱い	手 数 料
事務事業一元化の基本的な考え方		
手数料については、新市における住民の一体性の確保及び住民負担の公平性を基本原則とし、可能な限り統一に向け下記方針により調整する。		
調整の方針		
1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	5. 新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
2. (1市4町のいずれかの市町)の例により調整する。	6. 廃止の方向で検討する。	
3. 新たに制度等を創設する。	7. その他()	
4. 新市移行後、速やかに調整する。		

(注) 表示は、該当項目の手数料を賦課する市町

項 目	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調 整 案
税務関係						
課税、納税に関する証明手数料						一件100円により調整する。
公簿・図面の閲覧手数料						
複写(分限図)手数料						一件300円により調整する。
住宅用家屋証明手数料						一件1,300円により調整する。
税の督促手数料						一件100円により調整する。
住民窓口関係						
証明手数料						
印鑑に関する証明						一件100円により調整する。
身分に関する証明						
その他の諸証明						
外人登録済証明						
住民基本台帳閲覧手数料						一件100円により調整する。
交付手数料						
住民票の写し						一件100円により調整する。
住民票記載事項証明						
戸籍附票の写し						
印鑑登録証交付						
印鑑登録証再交付						

項 目	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調 整 案
戸籍手数料						
戸籍謄・抄本交付						現行のまま新市に引き継ぐ。
除籍(改製原)謄・抄本交付						
戸籍記載事項証明						
除籍記載事項証明						
臨時運行許可申請手数料						現行のまま新市に引き継ぐ。
雇入契約の公認に関する事務・船員手帳の訂正手数料						廃止の方向で検討する。
船員手帳の交付・書換手数料						
都市計画関係						
開発行為に関する申請手数料						山口市の例により調整する。
建築確認申請手数料						山口市の例により調整する。
優良宅地・優良住宅認定手数料						山口市の例により調整する。
環境衛生・保健医療関係						
休日夜間診療手数料						現行のまま新市に引き継ぐ。
狂犬病予防事業に関する登録手数料						現行のまま新市に引き継ぐ。
農林関係						
鳥獣飼養許可手数料						現行のまま新市に引き継ぐ。
地籍調査成果品交付手数料						新たに制度等を創設する。
農地法による現況確認証明手数料						山口市の例により調整する。

協議第34号

補助金、交付金等の取扱いについて

合併協定項目17「補助金、交付金等の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案
環境保全関係						
環境保全団体に対する補助						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
合併浄化槽設置補助金						新たに制度等を創設する。
教育・文化関係						
私立幼稚園への助成						
就園奨励費補助金						秋穂町を除く1市3町の例により調整する。
運営費補助金						新市移行後、速やかに調整する。
施設整備費補助金						新市移行後、速やかに調整する。
障害児教育費補助金						現行のまま新市に引き継ぐ。
私立高校運営費補助						新市移行後、速やかに調整する。
就学費援助						山口市の例により調整する。
遠距離児童・生徒通学費補助						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
通学バス維持費補助金						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
特殊学級就学奨励補助						現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、交通費については、速やかに調整する。
社会教育団体等補助金						新市に移行後も当面の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、類似の団体については、新市移行後、速やかに調整する。
文化芸術団体に対する補助						・文化協会は、新市移行後、速やかに調整する。 ・その他の文化芸術団体は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
文化財保護に関する補助						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
企業職場人権教育連絡協議会運営費補助金						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
スポーツ推進団体に対する補助						・体育協会は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ・スポーツ少年団、小・中体連は、新市移行後、速やかに調整する。 ・コミュニティスポーツクラブ、その他事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
全国大会出場にかかる経費補助						新たに制度等を創設する。
福祉・保健医療関係						
心身障害者福祉施設整備費補助						山口市の例により調整する。

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案
障害者関係団体に対する補助						新市移行後、速やかに調整する。
社会福祉施設整備補助金						山口市の例により調整する。
老人クラブ補助金						山口市・徳地町の例により調整する(国、県制度によるもの)。ただし、市町単独の助成については、新市移行後、速やかに調整する。
福祉団体等に対する助成						新市移行後、速やかに調整する。
母親クラブ育成費補助金						山口市・徳地町の例により調整する。
民間保育所施設整備費補助金						山口市の例により調整する。ただし、5年を目途に見直しを行うものとする。
母子寡婦福祉連合会補助金						新市移行後、速やかに調整する。
社会福祉団体に対する補助金						新市移行後、速やかに調整する。
病院群輪番制病院運営費補助						現行のまま新市に引き継ぐ。

経済関係

農業振興対策事業補助(国事業)						現行のまま新市に引き継ぐ。
農業振興対策事業補助(県事業)						新市移行後、速やかに調整する。
農業振興対策事業補助(単独事業)						新市移行後、速やかに調整する。
生産調整事業にかかる補助金						現行のまま新市に引き継ぐ。(ただし、生産調整の改革に併せて対応して行くこととする。)
畜産振興事業にかかる補助金						新市移行後、速やかに調整する。
農業・畜産業関係団体に対する補助						新市移行後、速やかに調整する。
有害鳥獣対策事業にかかる補助金						新たに制度を創設する。ただし、猟友会等の助成については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
林業振興事業にかかる補助金						新市移行後、速やかに調整する。
林業関係団体に対する補助						新市移行後、速やかに調整する。
種苗放流養殖事業費補助金						新市移行後、速やかに調整する。
水産振興事業にかかる助成						新市移行後、速やかに調整する。
商店街支援事業にかかる補助						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
起業家向け支援補助金						山口市の例により調整する。ただし、情報関連産業等起業オフィス事業については、補助対象地域が限定されるので、新市の土地利用計画が決まった時点で検討する。

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案
地場産業活性化推進にかかる補助金						現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、特産品開発等支援事業は、新市全域を対象とする方向で検討する。
商工業関係団体に対する補助						新市移行後、速やかに調整する。
中小企業退職金共済掛金補助金						山口市の例により調整する。
労働関係団体に対する補助						新市移行後、速やかに調整する。ただし、職業能力開発支援給付金交付事業については、新たに制度を創設し、新市全域を対象とする方向で検討する。
まつり・イベント事業にかかる補助金						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
観光関係団体に対する補助						新市移行後、速やかに調整する。
住民活動関係						
交通安全推進団体に対する補助						新市移行後、速やかに調整する。
チャイルドシート購入費補助						新市移行後、速やかに調整する。
その他						
定住促進にかかる奨励金						現行のまま新市に引き継ぐ。平成19年3月31日までの間は、旧秋穂町区域を対象に制度を存続させる。

協議第35号

町名・字名の取扱いについて

合併協定項目18「町名・字名の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	18 町名・字名の取扱い
------	--------------

調整案

1市4町の区域内的の町・字の区域及び名称は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名・字名については、当該地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

なお、現在の町名・字名に旧市町名を加えることについては、地域の実情及び住民の意見を踏まえ、旧市町名を残す方向で調整するものとする。

協議第36号

国民健康保険事業の取扱いについて

合併協定項目20「国民健康保険事業の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	20 国民健康保険事業の取扱い
調整の基本方針	
<p>(1) 賦課形態については、「保険料」とする。</p> <p>(2) 保険料の賦課については、被保険者の急激な負担の増加を招かないよう調整する。</p> <p>(3) 被保険者への保険給付や健康保持増進に配慮して調整する。</p>	

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
国民健康 保険料 (税)	賦課形態					山口市の例により調整する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
	賦課方式					
	賦課割合					
	保険料					急激な負担増に配慮し、激変の緩和を図るよう調整する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
	納付回数・納期					山口市・秋穂町・阿知須町の例により調整する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
任意給付	出産育児一時金					現行まま新市に引き継ぐ。
	葬祭費					新たに制度等を創設する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
はり、きゅう施術費の支給						新たに制度等を創設する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。
人間ドック健診費助成						新たに制度等を創設する。ただし、合併年度の翌年度から実施する。

協議第37号

介護保険事業の取扱いについて

合併協定項目2-1「介護保険事業の取扱い」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	2.1 介護保険事業の取扱い
調整の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。 ・第1号被保険者の保険料は、新市において平成18年度からの介護保険事業計画に基づき、統一する。

項目		事業実施市町					調整案
		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
介護相談員派遣事業 (その他の適正実施事業)							山口市の例により調整する。
介護保険料	保険料の算定基準						新市移行後、速やかに調整する。 なお、平成18年度から保険料を統一する。
	保険料の賦課・徴収						新市移行後、速やかに調整する。 なお、段階区分、保険料率及び基準所得については平成18年度から、納期については合併年度の翌年度から統一する。
サービス利用における低所得者対策							山口市の例により調整する。 ただし、介護保険利用者負担軽減事業については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。

協議第38号

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(3) 広報広聴事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県央部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (3) 各種事務事業 (広報広聴事業) の取扱い
---------	----------------------------------

項 目		事業実施市町					調 整 案
		山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
市・町広報紙	広報紙の発行						<p>山口市・阿知須町の例により調整する。ただし、声の広報及び点字広報の発行並びに広報モニター制度については、関係団体等と調整を図りながら調整する。</p>
	声の広報の発行						
	点字広報の発行						
	広報モニター制度						
市政・町政 だより (電波メディア等)	ケーブルテレビ						<p>情報発信の手段として、新市移行後も積極的に活用する。</p>
	民放テレビ・ラジオ						
市・町勢要覧 便利帳	市・町勢要覧						<p>新市移行後、速やかに調整する。</p>
	市民便利帳						

協議第39号

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(5) 高齢者福祉事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	22(5) 各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱い
調整の基本方針	高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努めるものとする。

項目	事業実施市町					調整案
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
在宅介護支援センター運営事業						新市移行後、速やかに調整する。
日常生活用具給付等事業						山口市の例により調整する。
配食サービス						新たに制度等を創設する。
外出支援サービス						新たに制度等を創設する。
寝具洗濯乾燥消毒サービス						新たに制度等を創設する。
軽度生活援助						新たに制度等を創設する。
住宅改修支援						新市移行後、速やかに調整する。
訪問理美容サービス						秋穂町の例により調整する。
介護予防事業						新市移行後、速やかに調整する。ただし、介護予防ミニデーサービスについては、山口市の例により調整する。
生きがい活動支援通所事業						新市移行後、速やかに調整する。
生活管理指導(指導員派遣)						新たに制度等を創設する。

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
生活管理指導（短期宿泊）						新たに制度等を創設する。
介護用品の支給						新たに制度等を創設する。
友愛訪問員制度・助成制度						新市移行後、速やかに調整する。
緊急通報体制整備						新市移行後、速やかに調整する。
サービス事業者振興事業						新市移行後、速やかに調整する。
寝たきり老人等介護見舞金助成						新市移行後、速やかに調整する。
敬老祝金支給						山口市の例により調整する。
敬老記念品支給						山口市の例により調整する。
敬老会関係事業						新市移行後、速やかに調整する。
はり・きゅう施術費助成						新たに制度等を創設する。
老人福祉電話貸与						山口市の例により調整する。
公共交通利用優遇事業						山口市の例により調整する。ただし、改正後の制度を基にするものとする。
地域福祉広場設置助成事業						廃止の方向で検討する。ただし、3年間は現行どおりとする。
在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業				○		廃止の方向で検討する。

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
老人白内障眼内レンズ助成						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
P H S 貸与事業						廃止の方向で検討する。
老人入院見舞金						廃止の方向で検討する。
在宅福祉事業（通所入浴サービス）						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
温泉入浴等利用事業						廃止の方向で検討する。ただし、3年間は現行どおりとする。
ふれあいいいきいきサロン運営助成				○		新たに制度等を創設する。
在宅緩和ケア推進事業						山口市の例により調整する。
在日外国人等福祉給付金						山口市の例により調整する。

協議第40号

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(6) 障害者福祉事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合 志 栄 一

協定項目	22(6)各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱い
調整の基本方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努めるものとする。

項目	事業実施市町					調整案
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
心身障害者福祉作業所運営助成						新市移行後、速やかに調整する。
日常生活用具の給付・貸与						現行のまま新市に引き継ぐ。
スポーツ等への参加促進						新市移行後、速やかに調整する。
心身障害児母子通園訓練						山口市の例により調整する。ただし、単独事業については、速やかに調整する。
福祉タクシー						新市移行後、速やかに調整する。
重度心身障害者通院通所交通費助成						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
ガイドヘルパー派遣						現行のまま新市に引き継ぐ。
心身障害者・難病患者等ホームヘルプサービス						現行のまま新市に引き継ぐ。
身体障害者・難病患者等ショートステイ						現行のまま新市に引き継ぐ。
障害児デイサービス事業						現行のまま新市に引き継ぐ。
障害児ショートステイ事業						現行のまま新市に引き継ぐ。
心身障害児(者)デイケア推進事業						山口市の例により調整する。

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
福祉機器リサイクル事業						山口市の例により調整する。
心身障害者扶養共済制度 掛金助成						新たに制度等を創設する。
補装具の給付・修理						現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、単 独事業については、廃止の方向で検討す る。
移送サービス						新市移行後、速やかに調整する。
身体障害者デイサービス						現行のまま新市に引き継ぐ。
入浴サービス事業						山口市の例により調整する。
身体障害者生活支援事業						山口市の例により調整する。ただし、徳 地町については、速やかに調整する。
身体障害者更生訓練費事 業						現行のまま新市に引き継ぐ。
生活訓練事業						山口市の例により調整する。
進行性筋萎縮症者療養等 給付事業						山口市の例により調整する。
居住環境整備(改造助成、 整備資金貸与)						廃止の方向で検討する。
身体障害者自動車操作訓 練						山口市の例により調整する。
身体障害者自動車改造費 助成						山口市の例により調整する。
療育訓練参加促進補助事 業						山口市の例により調整する。

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
知的障害者施設通園バス助成						廃止の方向で検討する。
知的障害者ショートステイ事業						現行のまま新市に引き継ぐ。
精神障害者ホームヘルプ・ショートステイ事業						現行のまま新市に引き継ぐ。
精神障害者共同作業所						現行のまま新市に引き継ぐ。
特別障害者手当等						山口市の例により調整する。
在宅重度障害者見舞金						新市移行後、速やかに調整する。
(重度)心身障害児(者)福祉手当						新たに制度等を創設する。
特別児童扶養手当						山口市の例により調整する。
重度心身障害者医療						現行のまま新市に引き継ぐ。
更生医療						現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第41号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(7)児童福祉事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	22(7) 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱い
調整の基本方針	児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努めるものとする。

項目	事業実施市町					調整案
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
保育料						新たに制度等を創設する。
児童クラブ						新たに制度を創設する。(運営主体・方法については、現行のどおりとするが、保育料については統一する。)
子育て支援短期利用事業						現行のまま新市に引き継ぐ。
すくすく子育て支援事業補助						現行のまま新市に引き継ぐ。
民間保育所への運営費補助						新たに制度等を創設する。
乳幼児健康支援一時預かり事業						新たに制度等を創設する。
ちびっ子広場設置補助事業						廃止の方向で検討する。ただし、平成21年度までは現行どおりとする。
助産扶助費						新たに制度等を創設する。
出産祝金						廃止の方向で検討する。
乳幼児医療						小郡町の例により調整する。
就学・就職支度金						廃止の方向で検討する。
母子家庭医療費助成事業						現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第42号

各種事務事業（その他の社会福祉事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(8)その他の社会福祉事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (8) 各種事務事業（その他の社会福祉事業）の取扱い
---------	-------------------------------------

項 目	事 業 実 施 市 町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
民生・児童委員 主任児童委員						新たに制度等を創設する。
低所得者見舞金支給						廃止の方向で検討する。
災害援護（火災援護資金・災害弔慰金等）						山口市の例により調整する。
行旅困窮者援護						新たに制度等を創設する。

協議第43号

各種事務事業（保健・医療事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(9)保健・医療事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (9) 各種事務事業（保健・医療事業）の取扱い
---------	-------------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
妊婦健康診査						新たに制度等を創設する。
乳幼児健康診査						現行のまま新市に引き継ぐ。
1歳6か月・3歳児健康診査						新市に移行後、速やかに調整する。
婦人健康診査						新たに制度等を創設する。
成人健康診査						山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整する。ただし、実施方法については、現行のまま新市に引き継ぐ。
感染症対策						小郡町の例により調整する。

協議第44号

各種事務事業（生活環境事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(10)生活環境事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目

22(10)各種事務事業(生活環境事業)の取扱い

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
ごみ収集体制等						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、 随時調整する。
廃棄物処理手数料						新たに制度等を創設する。
廃棄物処理手数料の減免						山口市・小郡町の例により調整する。
一般廃棄物処理業等の許可申 請手数料						新たに制度等を創設する。
分別収集(再資源化)の対応						分別収集の対応については、山口市の例に より調整する。 なお、分別収集(品目)については、新市 移行後速やかに調整する。
指定ごみ袋の取扱い						新市移行後、速やかに調整する。
し尿の処理体制						現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、収集料金については、当分の間現 行どおりとし、随時調整する。
生活排水路整備事業						新市移行後、速やかに調整する。

協議第45号

各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(11)農林水産事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (1 1) 各種事務事業（農林水産事業）の取扱い
---------	--------------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
農業金融事業						新たに制度等を創設する。
土地改良事業（補助金・分担金）						新たに制度等を創設する。
公有林（貸付料）						新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
林道開設維持事業						徳地町の例により調整する。
治山事業負担金						徳地町の例により調整する。
漁業近代化資金						新たに制度等を創設する。

協議第46号

各種事務事業（商工・観光事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(12)商工・観光事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (1 2) 各種事務事業（商工・観光事業）の取扱い
---------	---------------------------------

項 目	事業実施市町					調 整 案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
企業誘致事業						新たに制度等を創設する。
利子補給事業						廃止の方向で検討する。
制度融資・小口事業資金						山口市の例により調整する。
雇用対策支援事業						山口市の例により調整する。
労働者金融対策事業						現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第47号

各種事務事業（コミュニティ施策）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(19)コミュニティ施策」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協定項目	22(19)各種事務事業(コミュニティ施策)の取扱い
-------------	-----------------------------------

項目	事業実施市町					調整案
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
文書配布体制・配布報奨金制度						新市移行後、速やかに調整する。
自治会・コミュニティ団体への補助						新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
自治会集会所設置補助金						新たに制度等を創設する。
防犯灯設置費補助金						新たに制度等を創設する。ただし、防犯対策協議会補助金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。

協議第48号

各種事務事業（その他事業）の取扱いについて

合併協定項目22「各種事務事業の取扱い」のうち、「(20)その他事業」について、別紙のとおり提出する。

平成16年9月11日提出

山口県中部1市4町合併協議会
会長 合志 栄一

協 定 項 目	2 2 (2 0) 各種事務事業（その他事業）の取扱い
---------	-------------------------------

項 目	事業実施市町					調整案
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	
バス運行対策費補助金等						現行のまま新市に引き継ぐ。
コミュニティバス等の運行						新市移行後、速やかに調整する。
交通災害共済制度						秋穂町・阿知須町・徳地町の例により調整する。

合併協議スケジュール（案）

合併協議期間等	法定合併協議会												合併準備																				
	合併協議期間						調整期間						合併準備期間																				
年度	平成16年度																		平成17年度														
月	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月					
時期	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
協議会の日程等				第1回 9・7			第2回 9・30						第3回																				
	協定項目等の協議						調整期間						合併の準備																				
合併手続	協議会設置議決			1市4町法定協議会設置						合併協定調印			合併議案の議決			県知事への申請						県議会の議決						総務大臣告示					
協定項目の協議予定				提案																													
				提案																													
				素案			構成団体建設 計画住民説明																										

協議会の開催日時会場について

回数	開催日	時間	開催市町	会場
第1回	9月7日(火)	14時~	秋穂町	J A山口中央秋穂支所 3階会議室
第2回	9月30日(木)	14時~	徳地町	徳地町町民体育館
第3回	11月下旬	未定	未定	未定